

仮 訳

保険監督者国際機構

保険市場へのアクセス拡大における、
相互会社、協同組合、および地域社会組織の
規制および監督に関する適用文書

2017年9月

IAIS について

保険監督者国際機構（IAIS）は、約 140 か国の 200 を超える管轄区域からの保険監督者および規制者である任意の会員からなる組織である。IAIS の使命は、保険契約者の利益と保護のために、公正、安全かつ安定した保険市場を発展させかつ維持すべく、効果的でグローバルに整合的な保険業界の監督を促進すること、および、グローバルな金融安定に貢献することである。

IAIS は 1994 年に設立され、保険セクターの監督のための原則、基準および他の支援する資料の策定、ならびに、それらの実施を支援する責任を有する国際的な基準設定主体である。また、IAIS はメンバーに対して、保険監督および保険市場に関するメンバーの経験および見解を共有するための議論の場を提供する。

IAIS は、他の国際的な金融政策立案者および監督者または規制者の協会と自身の取組みを調整しており、また、世界的な金融システムの形成を支援している。特に、IAIS は、金融安定理事会（FSB）のメンバーであり、国際会計基準審議会（IASB）の基準諮問会議のメンバーであり、ならびに、保険へのアクセスに関するイニシアティブ（A2ii）のパートナーである。また、その結集された専門知識が認められ、IAIS は、G20 のリーダーおよび他の国際的な基準設定主体から、保険の論点のみならずグローバルな金融セクターの規制および監督に関する論点について、定期的にインプットを求められている。

IAIS の適用文書について

適用文書では、監督上の資料の実際の適用に役立つ、実例または事例研究を含む、1 つ以上の ICPs、ComFrame または G-SII 政策措置に関連する追加の資料を提供する。適用文書は、原則および基準の実際的な適用が異なりうる状況において、または、それらの解釈および実施が困難を伴いうる場合に、提供される可能性がある。適用文書は、監督上の資料がどのように実施される可能性があるかに関して、監督者にとってのさらなる助言、実例、勧告またはグッド・プラクティスの例を提供することができる。

本文書は、保険へのアクセスに関するイニシアティブとの協力により、金融包摂ワーキング・グループにより作成された。

本出版物は IAIS のウェブサイト(www.iaisweb.org)上で入手可能。

著作権：保険監督者国際機構[2017]。無断転載禁止。出典表示を条件に、概要の引用について、複製または翻訳を許可する。

保険市場へのアクセス拡大における、 相互会社、協同組合、および地域社会組織の 規制および監督に関する適用文書

目次

略語のリスト

1. はじめに
2. MCCO セクターの説明
 - 2.1 MCCOs の一般的な定義および典型的な主な特徴
 - 2.2 組織形態の範囲
 - 2.3 MCCOs のパートナーシップ：協会、グループおよび中央組織（Apex organization）
 - 2.4 MCCO セクターの規模
3. MCCOs への保険コア・プリンシプルの適用
 - 3.1 一般的なプロポーショナリティ
 - 3.2 正規化および免許付与
 - 3.3 コーポレート・ガバナンス
 - 3.4 資本要件および資本リソース
 - 3.5 包括移転、合併、株式会社化、および清算
 - 3.6 監督および監督上のレビュー

Annex1:様々な国で定義される MCCOs

Annex2:MCCOs の役割の事例

Annex3:MCCOs の協会の事例

略語のリスト

A2ii	保険へのアクセスに関するイニシアティブ
AMICE	欧州相互保険会社・保険協同組合協会
CAGR	年平均成長率
CGAP	貧困層支援諮問機関
IAIS	保険監督者国際機構
ICMIF	国際協同組合保険連合
ICP	保険コア・プリンシプル
IFSB	イスラム金融サービス委員会
ILO	国際労働機関
MCCO	相互会社、協同組合および地域社会組織
MCR	最低資本要件
MIN	マイクロインシュアランス・ネットワーク
NGO	非政府組織
P&L	損益
PCR	規定資本要件
SMIU	小規模の相互保険事業者
UN	国際連合

1. はじめに

1. 保険監督者国際機構（IAIS）は、保険コアプリンシプル（ICPs）¹を通じて、保険²セクターの監督のためのグローバルに受容された枠組みを提供する。その使命は、保険契約者³の利益と保護のために、公正、安全かつ安定した保険市場を発展させかつ維持すべく、効果的でグローバルに整合的な保険業界の監督を促進すること、および、グローバルな金融安定に貢献することである。

2. 保険サービスへのアクセスの促進は、貧困の軽減に役立ち、社会的・経済的發展を向上させ、人々の健康状態の改善、気候変動の影響への対応、および食料安全保障のような主要な公共政策目標を支援するという、一般的な認識が存在する。しかし、全世界的には多数の人が保険によるサービスを受けていないまたは十分に受けていない状況にある。保険監督者はますます、規制、保険サービスへのアクセスの促進、および保険契約者の保護の間の適切な均衡を追求している。相互会社、協同組合、および地域社会組織(MCCOs)の特色である「相互モデル」は、サービスを受けていない、またはサービスが不十分な世帯および企業の保険へのアクセスを潜在的に促進させうる一つ的手段であり、それによって、より全般的に保険へのアクセスを促進させる。この意見は、監督者が MCCOs を優遇すべきであると提言しているわけではない。要するに、保険へのアクセスを促進しようとする際には、MCCOs を用いることを含め、全ての手段を試してみるべきであると提言しているのである。

3. 「包摂的な保険」および「保険へのアクセス」は新興市場および発展途上経済に限定される問題ではないということに留意すべきである。包摂およびアクセスという用語はしばしばマイクロインシュアランス⁴よりも幅広い概念を表わす同義語のように使われる。これらの用語は、単に貧困層または低所得者市場といった狭い概念に向けた商品というよりは、除外された、またはサービスが行き届かない市場に向けた保険商品全てに関係している一方で、マイクロインシュアランスは特に低所得者層に向けたものである。規模および法的な形態にかかわらず、あらゆる種類の保険者は、保険へのアクセスの促進に貢献することができる。

¹ 「はじめに」、原則、基準および指針を含む ICPs の完全なセットは、IAIS のウェブサイトのパブリック・セクション(<http://www.iaisweb.org/ICP-on-line-tool-689>)を参照。本文書（の注記）における、具体的な ICPs、基準および指針への言及は、ICP の改訂の結果、変更となる場合がある。

² 保険とは、キャプティブを含む、保険会社および再保険会社の事業を指す。

³ IAIS の用語集は、「顧客」を「保険会社または保険仲介人と交流する保険契約者または見込まれる保険契約者であり、関連する場合には、契約において正当な利益を持つその他の受取人および給付金請求者を含む」と定義している。以前の文書では「保険契約者には受取人を含む」と注記していたものの、用語集は「保険契約者」について定義していない。

⁴ マイクロインシュアランスは、低所得者層のための事業種目であり、（保険への）アクセスおよび包摂的保険市場に貢献する。

4. **本文書について。**本文書の目的は、不均衡な規制・監視がもたらす不要な障害を取り除くことに間違いなく寄与することになる、ICPs が釣り合いのとれた方法で適用される方法に関する適用指針を提供する一方で、同時に適切な契約者保護を確保することである。MCCOs がどのように運用し、また監査されるかに関する説明および事例は、発展市場および発展途上市場の双方の観点から示されている一方で、本文書の主要な焦点は発展途上市場で金融包摂の拡大を図っている保険監督者に当てられている。

5. 相互会社 (mutuals)、共済組合 (mutual benefit organisations)、協同組合 (cooperatives)、友愛組合 (friendly societies)、埋葬組合 (burial societies)、友愛会 (fraternal societies)、地域社会組織 (community-based organisations)、リスク・プーリング組織 (risk pooling organisations) および自家保険スキーム (self-insuring schemes) を含む、様々な機関が通常、MCCOs と称される。

6. MCCOs は包摂的保険市場において重要な役割を担いうる。2010 年の IAIS の保険市場へのアクセス拡大における、相互会社、協同組合、およびその他の地域社会組織の規制および監督に関する論点書で概説したように、その会員主体の性質は、専用の規制上および監視上の対応を必要とする可能性がある多くの問題を提起する。多くの MCCOs が保険会社として営業する。しかしながら、いくつかの MCCOs は行政、教育、および販売のサービスも提供する。全ての MCCOs が (公式または非公式に) 保険引受人として機能する必要はない。一部の MCCOs は「集約者 (aggregators)」、すなわち、保険以外の目的で人をまとめる事業体 (たとえば、小売人、サービス提供者、公共事業会社、会員主体の組織、または市民社会団体など) とみなされうる。これらの「集約者」は、その後、代理店またはブローカーの介入の有無にかかわらず、保険会社によって、保険を販売するために、また、モデルによっては、行政および／または保険金支払いのような追加的な機能を果たすために活用される。⁵

7. MCCOs は、自身が会員によって所有されており、会員／保険契約者を組織のガバナンスに関与させるといった事実など、株式会社である保険会社から区別するいくつかの固有の性質がある (パラグラフ 26 以降を参照)。長期間の販売種目を持たずに、遠方および農村地域で単一の事業体として自立して営業する能力により、MCCOs は、保険へのアクセスを向上させるための潜在的に重要なビジネスモデルとなっている。MCCOs は、農村地域および郊外地域の双方でサービスを (十分に) 受けていない人々とのギャップを埋めて、農村地域を超えて発展し、全人口をカバーする主力保険会社になることも可能である。MCCOs は、低所得地域に保険を提供するために、他の保険会社では対応することが

⁵ 包摂的保険の事業行為に関する論点書のパラグラフ 32 の箇条書き 2 つ目を参照。

できない、または対応しようとしなくてもいいかもしれない、地理的、文化的、サービス上および商品設計上の課題を克服することができる。

8. MCCOs は通常、保険料を自身の会員から徴収し、保険金を自ら支払う。したがって、原則として、基金は維持され、事業体内で再配分される。会員は、保険料または積立金を、MCCO によって保有されるプールに支払うことになる。これらの支払金は、会員からの保険金請求、引当金の資金調達、および、様々な事業費の資金調達といった費用をカバーするために用いられる。MCCO は⁶配当金として株主に支払われることになる収益を生み出さないため、あらゆる剰余金は MCCO 内で再投資されるか、または、その会員の利益のために用いられる可能性がある。しかしながら、MCCO の財務成績が赤字を示した場合、会員は定款または規約の規定に従って、追加的な支払いを行うよう求められる可能性がある。追加的な支払の要請が定款または規約に含まれていない場合、または、充足されない場合は、損失補償の受給権は利用可能な資金に合わせて減額される可能性がある。

9. MCCOs は、（農場の火災または稼ぎ手の死亡のような）災難または事象の場合に、その出来事に影響を受けた人々のために寄付金が集められるであろう、社会集団または職業集団の間での連帯および慈善の取組みから生じることが多いため、徐々にこの典型的な運営形態が発展してきた。やがて、これらの実務が専門化されて、今日の MCCOs は一般に、自社の事業を保険料の計算のためのものも含め、健全な保険の技術的手法および実務に基づいて行っている。

10. 法的資格が存在する程度は、例えば、非公式の慈善（事業）から免許を受けた MCCO までなど、MCCO の進化を反映したものかもしれない。保険へのアクセスに関するイニシアティブ（A2ii）による報告書「進化するマイクロインシュアランスの事業モデルおよびその規制上の影響 | 国家横断的な統合体 記録 1」⁷は以下のように述べている：「地域の自助モデルは多くの社会において保険の起源を表している。それは、適切な、もしくはアクセス可能な公的な代替策が存在しない中で、人々が公的な選択肢に頼らない場合に、または個人が連帯に基づく自給自足を好む際に発展する。地域社会組織の強い結びつきは一般的に、地域の自助モデルの発展の必須条件である。」

11. 国際連合によって、2012 年は国際協同組合年であると宣言された（決議 65/184）。総会決議 66/123 は、様々な形態（健康医療、住宅、クレジット、農作物関連の保険商

⁶ 資本の一部が、自身も協同組合である株主によって供給される、ハイブリッド型の MCCOs が存在する可能性がある。

⁷ 出典：保険へのアクセスに関するイニシアティブ、2014 年。「進化するマイクロインシュアランスの事業モデルおよびその規制上の影響 | 国家横断的な統合体 記録 1」20 頁；
https://a2ii.org/sites/default/files/reports/2014_08_08_a2ii_cross-country_synthesis_doc_1_final_clean_2.pdf で入手可能

品)の協同組合が「経済的・社会的発展の重要な要素となっており、貧困の撲滅に貢献する」⁸と認識し、協同組合を「都市と農村地域の多様な経済的セクターにおける、雇用創出、貧困の軽減および社会的保護に貢献する、持続可能で成功している企業」と呼んでいる。国連事務総長は、協同組合は「相互会社を通じて、(中略)損害保険、医療保険、および生命保険の形で社会保障に係る保護を提供する」と報告した。⁹

12. G20 は、ピッツバーグの共同声明(2009年9月)で、各国首脳が「貧困層にも届く、新たな形の金融サービスの提供の安全かつ健全な拡大の支援」を含む、「貧困層への金融サービスへのアクセスの向上」に尽力すべきであると述べた。多くの国の経験は、MCCOs は市場の有効な部分としてこれらの目的を達成する1つの手段になり得ることを示している。例えば、2015年1月に中国の保険監督管理委員会は中国における相互会社の発展のための試験的なスキームを発表した。当該スキームは、ガバナンスに会員が精力的に参加する非営利体としての相互会社の強みを生かして、保険による保護をもっと多くの中国人に広げることを目的としている。

13. 監督者、規制者および政策立案者は、(1) MCCOs への ICPs の釣り合いのとれた適用のため、(2)不均衡な規制および監督における不要な障壁を特定および除去するために、また、同時に適切な水準の契約者保護を確保した上で、このガイダンスを検討することが推奨される。

14. 本文書はタカフルを提供するため設立された保険会社の特別なケースを扱わない。IAIS およびイスラム金融サービス理事会(IFSB)は共同で「タカフル(イスラム保険)の規制および監督における問題(2006年8月)」の文書および「マイクロタカフル(イスラムのマイクロインシュアランス)の規制および監督に関する問題(2015年11月)」の文書を発表した。IAIS は、基準の策定に関して IFSB と引続き協力している。

15. 本文書を通じて、事例または観察された対応は、例示のみを目的として包含されており、関連する課題への対応における望ましい実務、またはベストプラクティスを提示していると考えられるべきではない。

16. **本文書の構成。**本文書は以下の通り構成される：

- セクション2はMCCOセクターの主要な性質および背景の説明を提示する。これは、ICPsがその「はじめに」のパラグラフ8で述べたように、釣り合いのとれた方

⁸ <http://www.un.org/en/events/coopsyear/index.shtml/>
<http://undesadspd.org/Cooperatives/UNDocumentsonCooperatives.aspx>

⁹ 「社会の発展の中での協同組合および国際協同組合年の推進」、2012年7月13日(68/168)

法で適用される状況について十分な理解を提供する上で役に立つはずである。その目的のために、このセクションは、MCCOs の定義を提供し、典型的な主な特徴および組織形態の範囲を説明する。また、用いられることのある連盟、協会、グループおよび中央組織が、一部の ICPs の適用に影響し、具体的な指針を必要とするものとして議論される可能性がある。最後に、このセクションでは、MCCO セクターの定量的規模の詳細が提示される。

- セクション 3 は関係する ICPs を取り扱い、適用指針を含む。プロポーショナリティに関する一般的なセクションの後に、ICPs はこの目的のために以下の通り細分化される：正規化および免許付与；コーポレート・ガバナンス；資本要件および資本リソース；包括移転、合併、株式会社化および清算；監督一般、監督と監督上のレビュー。

2. MCCO セクターの説明

17. 本セクションは、MCCO セクターの主要な性質および背景の説明を提示しており、これは、特に保険へのアクセスをさらに促進するために、ICPs が釣り合いのとれた方法で適用される状況について十分な理解を提供する上で役に立つはずである。MCCOs と株式会社の間には法的形態において明確な違いが存在する。監督者はその違いに精通しているべきである。

2.1 MCCOs の一般的な定義および典型的な主な特徴

18. MCCOs は、発展途上国および先進経済の双方において、世界中に存在する。発展途上国では、時にはそれらは、死亡のような逆境の場合に、リスクをシェアする、または相互に支え合うための、資金を出し合う任意団体のように思われるかもしれない。先進国では、MCCOs は民間保険会社と同じ市場で運営および競争を行いながらもその典型的な特徴を維持する。保険、年金、貯蓄および与信を含む広範な金融サービスが、MCCOs を通じてその会員または公衆に提供される。

19. 相互会社の一般的な定義は存在しない。欧州委員会が相互会社を定義する上で役立つ基準点を示している¹⁰。それによれば（相互会社は）「投資利益を達成することではなく、主として会員のニーズを満たすことを目的とする、個人（自然人または法人）の自主的なグループ」として説明されている。また、欧州委員会は相互会社を「生命保険・損害保険サービス、補完的な社会保障スキーム、および社会性のある少額のサービスを提供する企業」として定義している。¹¹

¹⁰ <http://www.europarl.europa.eu/document/activities/cont/201108/20110829ATT25422/20110829ATT25422EN.pdf>

¹¹ <https://ec.europa.eu/growth/sectors/social-economy/mutual-societies/>; また、欧州における相互会社の現況および

20. 協同組合を定義することは比較的容易である。最も一般的に合意されている定義は、世界協同組合モニター(2014)¹²によるものであり、それによれば、協同組合とは、「国際協同組合連盟により概説された国際的に合意された価値および原則に従って行動する、共同所有かつ民主的に統制された企業を通じて、その共通の経済的、社会的、および文化的なニーズ、ならびに大志を達成するべく自主的に団結した個人から主に構成される、自治的な組合である。会員は普通、会員となる条件として払い込んだ資本に関して、もしあれば、限定的な補償を受け取るものとする。」とされている。

21. 欧州相互保険会社・保険協同組合協会（AMICE）¹³は「相互保険会社および保険協同組合、すなわち、相互会社または協同組合の法的形態をとる保険会社を、その会員により所保または統制および支配されるものであり、その目的は自然人または法人であるかにかかわらず、直面するリスクに備えて付保することである。」と定義している。

22. 国際協同組合保険連合（ICMIF）は、相互会社のマイクロインシュアランスに関する説明を提示している。ICMIFによると¹⁴：「相互会社のマイクロインシュアランスは、人々のニーズに合わせた支払と引き換えに、また、人々がそのような商品、サービスまたは機関の設計、開発および管理に参加するような方法で、人々をリスクから保護するためのメカニズムである。相互会社のマイクロインシュアランスは、伝統的なマイクロインシュアランスの定義に該当しない可能性がある、あらゆる種類の低所得または周縁化されたグループを網羅するため、包摂的であると考えられる。」

23. それゆえ、様々な定義により MCCOs の定義上の範囲は拡大され、法的な定義—これは世界中で様々に異なり、その一部は一国にのみ特有のものであるが—によって制限されることなく、相互会社／協同組合の原則に基づき運営される組織を包めるまで広がっていることは明らかである。というのも、法的な定義には、世界中で様々なものが存在し、そのいくつかは一国のみに固有となるためである。上述の定義のレビューを通して、何らかの形で保険に関与している MCCOs の、いくつかの主要な典型的な特性を導き出すことが可能となる。すなわち：

- **会員の所有権**：その組織によって提供されるサービスの受け手の少なくとも一部は、会員であることにより、組織の所有者でもあるか、または株主組織における所有者と同じような権利を持つ¹⁵。

見込みに関する、欧州委員会の研究も参照のこと。

¹² 世界協同組合連盟（ICA）による発行。

¹³ AMICE 「事実および数値情報（Facts and Figures） 2012」

¹⁴ ICMIF 5-5-5 マイクロインシュアランス開発戦略 2016

¹⁵ MCCOs における会員の権利は、年次総会での議決権または役員の任命権など、株主と同じような権限を多数与えられているが、株主の権利および義務と全く同じではない。最も重要なのは、通常、MCCOs の会員の権利は株主の権

- **民主制**：所有権的性格の権利を行使することにより、会員は組織の最高機関を形成し、ここでの会議を通じ、理事会（governing board）への役員選任などの最終的な意思決定を下す民主的権利を行使することができる。
- **連帯性**：利益がグループの会員であることに依存している場合に、会員が利益を求める程度。この概念は資本の問題に特に関連性がある。
- **特定のグループおよび目的のために設立された**：共通の目標、目的、または特徴を通じて、組織が設立され、会員はその組織に加入する。
- **非営利**：収益（または剰余金）または損失（欠損）が会員に属する。損失の場合、各管轄区域の規制に基づく様々な措置がなされうる。

会員の権利

24. 事業体の所有権の性質における会員が参加するという要素は、規制上の取決めまたは監督上の焦点において差異が生じる余地を示唆するものである。特に、保険会社に保険契約者のみが存在し—かつ、株主が一切存在しない場合、あらゆる利益相反の存在および管理はただ保険契約者のためにのみ解決される一方で、株式会社では株主と保険契約者間の利益相反の取扱い方法が明確ではない。¹⁶

25. しかしながら、複雑な性質が存在する。一部の場合には、すべての保険契約者が法的または実際に同じ権利、および取締役会での同じ有効な代表権を持つとは限らない。一部の事業体、主に大規模の MCCOs では、一部の保険契約者が会員および所有者であっても、他がそうではない場合、部分的な所有権の性質を有することもある。このことは、規制上の法令遵守または事業戦略の必要性が根拠となりうる。このような会員の部分的権利の場合には、所有権を持つ会員と、所有権を持たない保険契約者との間で相反が生じ得る。他の場合には、1 または複数の種類の保険契約者が、他の保険契約者とは異なる所有権を有するかもしれない。会員のグループの間に法的同等性が存在するかもしれないが、会員のグループの間に（例えば、保険種類が1つしかないグループ、種類が異なる他のグループ、または保険を中核的な事業目的としていない事業体において、および保険に入っている事業体と保険に入っていない事業体の間で）競合する利益をはかりにかけなければならない、組織の経営において求められる決定が存在する可能性もありうる。このような場合には、意思決定主体の方向性によっては、バランスをとる必要がある潜在的な相反が生じる可能性がある。

民主制

利のように自分の意思では売却／譲渡できないということである。

¹⁶ ICPs に使われる広範な定義に従えば、保険契約者には受取人が含まれることに留意のこと。特に、第三者賠償責任請求者は第三者であるが、保険監督上の枠組みの保護が引続き適用され、そのように解釈されるべきことが意図されている。MCCOs に対する規制上および監督上の調整については、第三者受取人は通常、相互組織のメンバーではないが、規制上および監督上の枠組みの保護は、第三者まで対象を広げるべきであると認識される必要がある。

26. MCCOs は、会員によって何らかの形で選任または指名された取締役会により統治されることが多い。原則として、このことは、会員が取締役選任に関与し、会員総会に出席する権利を有し、また団体の定款が総会に付与している権利に沿ってそのような意思決定を行うことを意味する。

27. 小規模な MCCOs では、民主制の目標を達成するのは大規模なものよりも簡単である。大規模な、または地理的にさらに広がりのあるグループの MCCOs では、地域ベース、保険契約者グループ別もしくは商品またはサービスの種類別のような選挙に準ずるプロセス、または会員の声を総会で提示させるよう確保するためのその他何らかの方法を採用しているところがある。一部のイギリスの友愛組合はガバナンスを「代理人」システム、すなわち、地方支部が個人を（代理人に）指名し、地方支部の意見を相互会社の総会に上程するシステムで運営している。代理人は、支部会員全ての利益を代表する様に期待されている。これらのプロセスは、非常に大規模な組織においても民主的プロセスを強化し、その機能を向上させることができる。同様に、このようなプロセスは、通常のメンバーの声が会合で表明されることを妨げないことが重要である。民主的プロセスを実行に移す方法についても、組織を構成する会員または特定のグループの歴史または特性、および目的と関連して決定されうる。

28. 会員権の民主的プロセスの実効性が減少すると、特定のグループが民主的プロセスを独占する可能性が高くなる。最もよくある懸念は、経営陣が必要以上に大きな影響力を持つようになり、代理権の問題を発生させるかもしれない場合である。加えて、民主的プロセスへのアクセスが会員間で異なり得る場合に、様々な会員グループの間でも同じ結果が起こる可能性がある。様々な会員グループの特別な例は、国家が組織の会員となっている場合に存在しうるが、これは、一部の管轄区域において続いている何らかの歴史的取決めの特性である。

29. 健全な民主的プロセスは、投票プロセスへの会員のアクセス、および投票前に情報を提供され、重要な決定を下せることの双方にも左右される。考慮すべき事項の内容および時期を会員に知らせるプロセスは、会員が実際に総会に参加し、意見を反映させるプロセスと同等に重要である。

30. 「民主制」が MCCOs の特徴である一方で、そのことで独立した監督が、健全性および事業行為の観点から保険契約者を保護し、財政安定性を促進する必要性を減ずるものではないことに留意すべきである。

連帯性

31. MCCOs は、多くの場合、パラグラフ 8 ですでに言及したように、相互扶助または自助努力から発生しており、会員のためのリスク・プーリングの財源を提供する。これは二つの側面がある影響を持ちうる。会員はリスク・プールの多様化により利益を得るが、プールの財務成績によって追加の積立が必要となった場合には、それを行うことになるという含意の下、プールの実績を集団で引き受けることにもなるかもしれない。この概念は、MCCO の規約条項に正式に記載されている場合もあれば、暗示されているが、連帯性と呼ばれることもある。

32. 連帯性は、株主は損失を負担する覚悟があるが、通常、一定の額を超えてさらに負担が求められることはなく、取引条件に基づいて負担するとみなされうる、株式会社におけるものとは異なる可能性がある。しかしながら、MCCO の場合、グループの会員間の連帯感を反映し、取引上の理由および、より社会的理由の双方で更なる額を支払うという決定を下すこともある。

33. 連帯性の強さにはばらつきがあり、本セクションで述べられている他の要素と密接に関係している。

34. 連帯性の問題と関連して、保証される給付金に関する問題、すなわち、この点からみれば行われる可能性のある支払請求が法的強制力を持つ程度、または、請求が縮減されるのか、もしくは MCCO の決定次第なのかをめぐる問題がある。様々な選択肢が発生しうる：

- 補償を受ける法的資格が全くなく、請求がグループによって議論される。MCCO もしくは MCCO の取締役会または MCCO 内の委員会が、会員の個人的な支援の必要性を考慮して、請求のメリットを議論することになる。補償を受ける法的受給資格がないことは、保険規制および監督の目的上、特定の MCCO を保険者とみなさない根拠になりうる。
- あるいは、MCCO は MCCO における利用可能な基金に応じて、あらゆる正式な請求を制限し、それにより会員の法的資格を制限しうる¹⁷。補償への法的受給資格が原則としてあるため、保険契約の存在および関係する消費者の利益を保護する必要性を想定する根拠がある。

¹⁷ 代替案として、保険金支払を可能にするために、MCCO の内部規制または規約により、(追加の) 保険料/積立金の会員からの集金を法的に可能にする、いわゆる、会員への請求権を MCCO に付与している (パラグラフ 108 を参照)。

裁量的相互会社：イギリスおよびオーストラリアの例

裁量的相互会社は、保険もしくは再保険事業に関与せず、またはそれらを実施しない相互会社であり、会員が「要件を満たす」リスクまたは不測の事態（contingency）（すなわち、過去に、会員にそれらの損失を補償する可能性がある」と相互会社が規定していたリスク）に起因する損失に苦しむ場合には、こうした損失に付随する費用の全額または一部を支払うために支援の供与を申請することができる。会員は、しかしながら、いかなる補完的な支払を受ける法的または衡平法上の権利を、契約上もその他の形態でも持たない。相互会社は、「要件を満たす」リスクまたは不測の事態に起因する損失に苦しむ会員に対して補償するかどうかについて、相互会社の原則に基づき、絶対的な裁量権を有する。¹⁸

英国では、それらは多くの異なる活動に関与しうる。それらは健全性監督機構によって監督されない。

裁量的相互会社の例：

- 軍人相互会社（The Military Mutual）

軍人相互会社（TMM）は、2010年に株主を持たずに設立され、その会員の利益のために経営されており、これは剰余金が軍人のコミュニティおよび理念を支援するために用いられうることを意味する。

TMMは、英国海軍、陸軍および英国空軍の軍人、予備兵および退役軍人のニーズに応える様々な保険商品を提供する。

- NFRN Mutual

NFRN Mutualは、1999年に設立され、新聞販売店および他の小売業者に保障を提供し、伝統的な保険に代わるものを提供している。彼らは、小売業者により、小売業者のために、会員に競争力のある保障、良いサービスおよび思いやりのある請求処理の精神を提供するために創設された。NFRNは有限会社である。

- Unimutual

Unimutualは、会員所有の保証有限責任会社である。Unimutual 有限会社の AFS（オーストラリア金融サービス）免許は 2003 年 12 月 31 日に利用可能となった。

Unimutual は自身の金融商品、すなわち、（相互会社の会員権および会員に提供されるリスク保障）を発行する権限を与えられた裁量的相互会社である。会員に提供される相互会社の会員権および保障は、Unimutual 取締役会の裁量による。その AFS 免許の下

¹⁸ 欧州における相互会社の現状および見通しに関する研究、最終報告書、Panteia、2012 年 11 月

で、Unimutual は金融商品の助言を提供し、大口顧客向けの損害保険商品を提供する権限も与えられている。これは、Unimutual が裁量的な保障を提供していないリスクに対して、会員への保険を用意する免許があることを意味する。

1990 年の 4 校の大学での小規模な始業以来、Unimutual は、高度な教育および研究セクターに対する資産負債リスクの保障の主要な提供者に成長している。会員は現在、オーストラリアの大多数の大学に加えて、小規模な全寮制のカレッジおよび音楽学校から大規模な研究施設までの関連事業体から構成されている。

- ベネンデン (Benenden)

ベネンデン有限責任医療協会は、法人組織の友愛組合であり、1992 年に友愛組合法の下で登録された。同法人の標準的商品のコア要素は任意の医療保険商品である。この商品は契約ベースで提供される結核保障が含まれ、保険料収入の約 1 % を占める。規制に関しては、商品の裁量性および契約上の要素は異なる取扱いがされている。組合の契約上の事業（結核給付金の提供）は健全性規制機構により認可を受け、また、金融行動監督機構および健全性規制機構により規制される。協会の事業の残りの部分は、裁量性に基づき実施され、協会は健全性規制機構の健全性管理の要件の対象となる。

特定のグループおよび目的のための設立

35. MCCOs は通常、特定の目的をもった特定の集団によって結成される。MCCOs はリスク・プーリングなど特定の目的をもって、個人、ビジネス、または自治体など特定の集団の間で創業することが多いが、成長するにしたがって、他の目的または他のリスク群に対応するまで拡大することが多い。これにより、多様化という結果を生み、当初のグループの会員への保険料支払の影響を最小化するのに役立つ方法で、同質の保険契約者の特定のグループ以外まで、リスクを分散する、さらなる能力といった結果を生む。法的要件は、この会員の定義および／または目的を、新たな会員も特定のグループまたは特定の目的にも属するような継続的な方法で維持することを義務づけていることが多い。

36. MCCO の特定のグループまたは主要な目的は保険機能となりうる。そうでない場合、特に協同組合では保険機能は付随的で、主目的は、農産物販売、慈善目的、および宗教目的の相互組織のような何か他のものであることもある。会員には共通の定義がありうるが、限定的なものも、広義のものもあり、地理的には閉鎖的である、または、分散している場合がある。

37. 状況によっては、グループの会員権と目的の定義の厳格さは、規制上または監督上の取り扱いの一環として織り込まれる、または、他の要素がどのように検討されるかに影響

する可能性がある。定義により相互性の他の側面が強化されるかもしれないが、または他の場合には、これらの側面を強化し、これらが機能することを確保するために手順が必要とされるかもしれない。

38. A2ii による報告書「進化するマイクロインシュアランスの事業モデルおよびその規制上の影響 | 国家横断的な統合体 記録 1」¹⁹の中で、MCCOs はマイクロインシュアランスの事業モデルにおいて、「(相互会社または他の地域社会ベースの組織のような) 個人のグループがその自らのリスクをプールする」という事実によって特徴づけられる、「地域の自助」に分類されている。報告書はまた以下のようにも述べている：「自助のグループにとって会員に保険を提供する最大のインセンティブは、会員が自らの手で軽減することが出来ないリスクに直面しているが、彼らが手ごろな正規の保険へのアクセスを有していないということである。地域の自助グループモデルは、個人の会員がメンバー間でリスクをプールし、それによりリスクの財務上の影響を軽減することを可能にする。一部の場合には、NGO または技術的支援提供者のような外部関係者がグループの形成を促進し、グループに一部のサービスを提供するかもしれない。」後者の場合には、グループと監督者の双方は技術的支援の中断に関連する事業継続性リスクを認識すべきである。その場合、代替的な解決策が探求されるか、より望ましくは、その事態の前に備えられているべきである。

非営利

39. MCCOs はその性格上、剰余金（または、場合によっては欠損）を発生させる。この剰余金は、会員の利益のために保持または分配される。²⁰この剰余金の発生と保持は、会員個々の別々のものではなく、会員全体のものである可能性があることは注目すべきである。また発生する剰余金は、少なくともある程度は、会員代々にわたって保持されるという特徴もある。長期的には、現在の会員が一人も会員でなかった時期に蓄えられた剰余金も一部存在するかもしれない。あらゆる剰余金の分配方法は、株式会社が提供する有配当商品と同様に、給付金の増額または保険料引き下げのような形で発生することもあるが、付随的サービスの提供や福祉改善を目指した地域プロジェクトへの貢献への投資も含まれるかもしれない。分配の方法にかかわらず、分配における持分の問題が重要となるかもしれない。また、それ故、監督者は保険契約者の利益を保護する上で累積した剰余金の使途を定義する際に、先を見越したアプローチを採用しうる。

¹⁹ 出典：「進化するマイクロインシュアランスの事業モデルおよびその規制上の影響 | 国家横断的な統合体 記録 1」
²⁰ 頁；https://a2ii.org/sites/default/files/reports/2014_08_08_a2ii_cross-country_synthesis_doc_1_final_clean_2.pdf
で入手可能

²⁰ パラグラフ 108 も参照

2.2. 組織形態の範囲

MCCOs とみなされる組織形態の範囲

40. 本書の目的では、MCCOs には非常に広い範囲の組織が含まれ、異なる管轄区域では異なる表現がされる場合がある。MCCOs には以下の組織および機関が含まれる：

- いかなる具体的な法律または規制のもとでも登録されていないもの
- 保険目的に区別されていなくても、具体的な法律のもとで認められているもの
- 保険法そのものにより認められているもの。

41. それらの MCCO の例には以下のようなものが含まれる。：

- 相互会社 (Mutuals)
- 共済組合 (Mutual Benefit Organisations)
- 協同組合 (Cooperatives)
- 友愛組合 (Friendly Societies)
- 埋葬組合 (Burial Societies) / 葬儀支援提供会社 funeral assistance providers)
- 友愛会 (Fraternal Societies)
- 地域社会組織 (Community-based organisations)
- リスク・プーリング組織 (Risk pooling organisations)
- 自家保険スキーム (Self-insuring scheme)。²¹

42. Annex 1 および 2 には様々な管轄区域で定義された MCCOs およびその目的の概観が含まれる。MCCOs の定義は管轄区域によって異なるということが明確である。MCCOs の形態の一部は、規制によってカバーされず、非公式に存在するかもしれない。様々な形態の共存は、社会の歴史的および社会経済的背景に起因する。例えば、日本では、協同組合が「共済」(相互扶助) 事業を行う資格を有しており、英国では友愛組合は予測不可能な災害事象または深刻な／終末期の疾病に対処するために発生した。国家の規制により、後者の組合は彼らの会員への正式な生命保険の提供にさらに関与した。(アフリカの大部分における) 埋葬組合は、葬儀または入院費用の資金を調達する必要性から発達した。これらの組合は、地域社会において社会的機能と経済的機能の双方を有した。

43. 証明されたニーズに基づき地域社会は自らを組織化することを選択しているという了解の下で、MCCOs の法的定義および形態に関する議論は、終了できよう。これらの組織化された／準組織化されたグループは実質的に、専ら会員のために行動してきた。時間と共に、会員からの信用と信頼により、これらの組織は政府からの注目を得、それらを正規の機関として規制および認識しようという試みがなされた。こうした (政府の規制を通じ

²¹ 本文書は、自家保険スキームが実効的にスキームのスポンサーとなりまたは所有するグループに付保し、かつ、非営利ベースで運営される場合の自家保険スキームを対象とする。

た) 認識により、これらの組織はセクション 2.4 で議論される著しい成長を示し、また、このことは、新興市場における MCCOs の潜在能力を実現するための規制の権限の役割を強調する。

2.3 MCCOs のパートナーシップ：協会、グループおよび中央組織 (Apex organization)

44. MCCOs は、自らをグループとして、そして、協会のような会員主導の組織として組織化することを選ぶかもしれない。これは事業または規制上の観点から様々な利点または不利な点をもたらさう。

協会

45. MCCOs は、相互に協調しパートナーシップを発展させることにより包摂的保険を提供する潜在能力はより高い。こうしたパートナーシップは、国家レベルおよび地域レベルで存在しうる MCCOs の協会と呼ばれうる。こうした主体の必要性および重要性に関する理解を構築するために、各区分のいくつかの例が本文書の Annex 3 に含まれている。

46. こうしたパートナーシップはグループの連帯を促進し、同業者からの学び (peer based learning) を可能にし、行動規範を開発し、そして共同の金融教育活動に関与するだろう。加えて、それらは公衆に対して会員を代表し、また、当局との対話、例えば、税制優遇策のために働きかける、または、国家金融包摂戦略に貢献するなどに関与する。

グループおよび中央組織

47. MCCOs はグループ構造で組織されることもある。グループの頂点には親会社または中央組織が存在するであろう²²。親会社は例えば、様々な MCCOs が会員となっている協同組合かもしれない。その会員であることにより、彼らは、協働し、共同取決めの恩恵を受けることができる。MCCOs がグループ構造に参加することは、グループの連帯を促進し、十分なサービスを受けていない、または十分に受けていない人々に保険を提供する取り組みを、より必要とされている規模のものにする。「親」協同組合は例えば、保険の技術的な専門知識または保険数理のサービスを提供するか、もしくは集団扱いの再保険の取決めを結ぶこともあるかもしれない。

48. 一例としてあげれば²³、保険相互グループ会社 (Société de Groupe d'Assurance Mutuelle) (SGAM) ²⁴は SGA (グループ保険会社 (sociétés de groupe d'assurance)) に

²² パラグラフ 49 参照。

²³ 出典：ICMIF

²⁴ SGAM は保険法 (Insurance Code(Code des assurances)の、L 322 条 1-2 および L 322 条 1-3 に含まれている (保険グループにおける保険事業者の補足的監督に関する 1998 年 10 月 27 日の欧州議会および委員会の指令

基づいて、2001年8月29日の条例と合わせてフランスの法律によって設立されており、SGAは、グループのパートナーが重要かつ持続可能な財務上の連帯関係を作り上げることが可能にすることを目的とした、有限責任の株式会社の既存モデルである。相互会社のグループ構造では、少なくとも組織のうち1社がフランスに本部を置き、保険法に準拠していることを条件として、あらゆる法形態のヨーロッパの保険事業者（PLCs（有限責任の株式会社）、P&C（損害保険）または医療相互会社、協同組合、年金提供者、再保険会社）を受け入れている²⁵。SGAMそれ自体は保険の販売ができない。その目的は投資を管理し、グループの戦略を練ることである。（SGAMとその会員会社との間での）連携協定によって、連携、義務、誓約、費用分担、その他の形態の協力が説明される。この法的ツールは多くの相互保険会社により、相互会社の独自性を失うことなく、協力および/または関係を強化する有効な手段であると考えられている²⁶。

49. 中央組織は、MCCOsのグループにサービスを提供するため、もしくは、こうした組織のグループ化を促進するため、または両方のために形成された事業体である。それらは、彼らがサービスを提供する組織のグループによって所有もしくは運営される可能性がある、または法的条件上ではより独立している可能性がある。²⁷

50. 監督者にとっては、こうした構造体の存在または利用可能性が重要になり得る。例えば、相互会社の組織規模がアクチュアリーのような専門家を雇うには小さすぎる場合には、この専門知識は親会社または中央組織から調達されうる。その場合、これらの事業体を監督上のレビューに関与させることが重要となる。加えて、監督者はデータの収集または要件の遵守（例えば代理店の教育）を親会社／中央組織に依存することもできよう。

2.4 MCCO セクターの規模²⁸

51. グローバルには、相互保険セクターは2014年に記録的な水準の保険を引き受け、総保険料は前年から1.3%増加して1兆2860億米ドルとなった（2013年：1兆2690億米ドル）。相互保険セクターは2014年に、前年比の成長率において2007年以来7年連続のブ

98/78/CE を置き換える、2002年6月26日の法令 D 2002-943)

²⁵ 社会的パートナー、すなわち、雇用主側および被雇用者の組織により、共同で管理される。

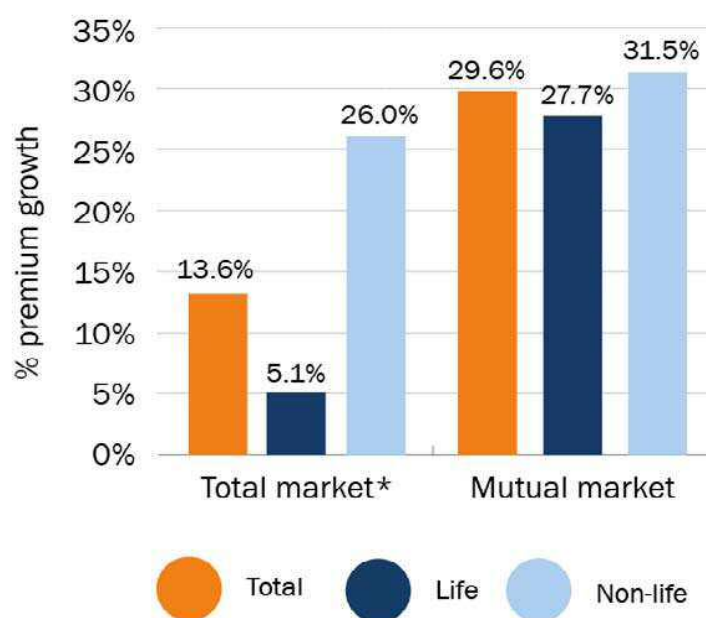
²⁶ フランスに存在する SGAMs の例には、Covéa (MAAF, GMF, MMA, 2003); SMABTP (SMABTP, SMAvie BTP, 2006); AG2R Prévoyance, La Mondiale (2007); Sferen (MACIF, MAIF, MATMUT, 2010); および MACSF (MACSF, le Sou Médical, 2009)がある。

²⁷ 包摂保険市場を支援する規制および監督に関する適用文書のパラグラフ 3.38 および脚注 16 を参照

²⁸ 出典：2016年 ICMIF 相互会社の市場シェア報告書(<https://www.icmif.org/news/mutual-and-cooperativeinsurers-continue-expand-their-global-reach-latest-icmif-global-mutual>)。ICMIF の「相互会社」の定義は、その法的地位が彼らの国の法律でそのように分類されていないかもしれないが、その構造および価値が相互会社／協同組合の形態を反映している組織、すなわち、彼らの会員である保険契約者によって所有され、支配され、その利益のために運営される会社を含む。これらには、人に基づく組織 (people-based organisations)、友愛会 (fraternal benefit societies (fraternals))、友愛組合、タカフル提供者、互助組織 (reciprocals)、非営利組織、取引所、裁量的相互会社、船主責任相互保険 (P&I) 組合、地域社会組織、および財団によって所有される有限会社を含む。

ラス成長を見せ、金融危機の到来以来、質への逃避を示している。相互保険セクターの年次成長率は、過去 7 年のうち 5 年においてグローバル市場の平均を上回った。2007 年以来、相互保険会社は全体で 4% をわずかに下回る 2007 年から 2014 年までの間の複合年間成長率（CAGR）を記録しており、これは同期間の市場全体の CAGR（+1.8%）の 2 倍を超える。

52. 全体の保険市場における相互保険会社の卓越した業績の結果、相互保険セクターのグローバルな市場シェアは、2007 年の 23.7% から 2014 年の 27.0% に上昇しており、14% の増加率となった。

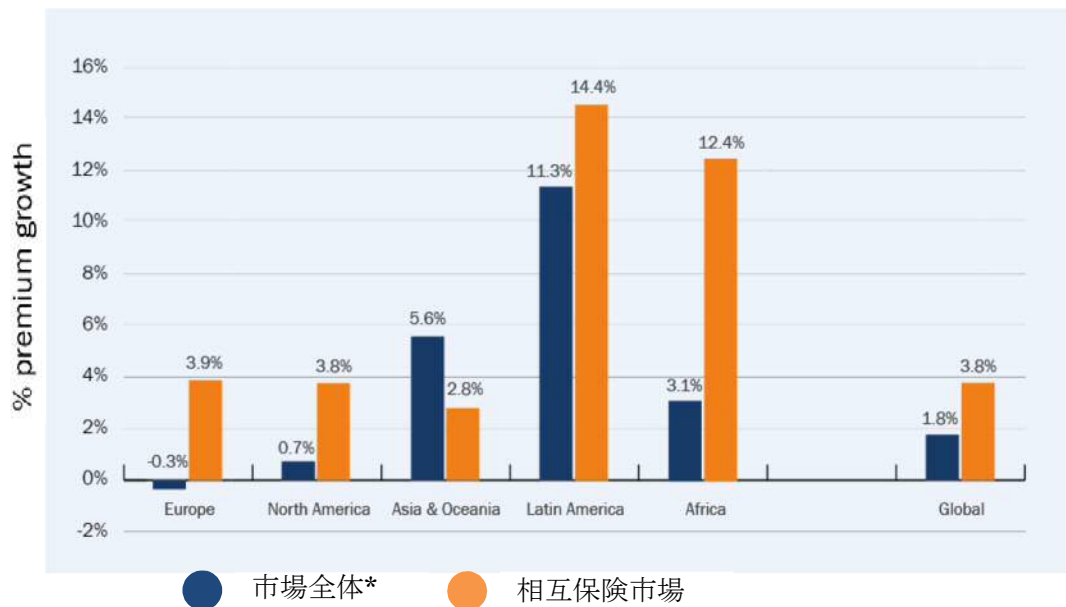


*Total market as per Swiss Re

*Swiss Re による市場全体

2007 年 - 2014 年のグローバルな保険料の成長

53. 上のグラフは、2014 年にグローバルな保険市場において保険料は 5 年連続で拡大し、その結果、危機以前（2007 年）の水準を 13.6% 上回る総保険料額となっていることを示している。対して、グローバルな相互保険セクターは、同じ 7 年の間に 29.6% の保険料収入の増加を示した。



*Swiss Re による市場全体

地域市場および相互保険の複合年間成長率（2007 年-2014 年）

54. 2007 年から 2014 年の間に、5 つのグローバルな地域のうち 4 つで、相互保険セクターの CAGR がその他の保険業界の CAGR を上回った。欧州および北米の市場全体では 2007 年から 2014 年の間にほとんど保険料額の変化がなかった。すなわち、欧州市場においてはわずかな縮小（-0.3%）であり、北米市場においてはごくわずかな増加（+0.7%）であった。対して、欧州および北米の相互保険セクターはそれぞれ 3.9%と 3.8%増加し、双方の地域において市場全体を 3 ポイント以上超過した。

55. 新興市場の相互保険会社は 2007 年以来最大の保険料成長を記録しており、ラテンアメリカの相互保険会社は最高の成長率を記録した（市場全体の 11.3%に対して、14.4%の CAGR）。アフリカの相互保険会社は 2007 年から 2014 年の間に CAGR で 12.4%成長しており、これは地域平均の 3.1%よりも 10 ポイント近く高い。

56. アジアおよびオセアニアは、2007 年以来の相互保険会社の平均成長率が市場全体を上回らなかった唯一の地域であった。相互保険会社は 2.8%の CAGR を記録したが、これは市場全体の CAGR（+5.6%）の半分であった。

	2014	2007
Europe	31.2%	23.3%
North America	35.5%	28.8%
Asia & Oceania	16.1%	19.5%
Latin America	12.1%	10.0%
Africa	2.1%	1.2%
Global	27.0%	23.7%

相互会社および協同組合のマーケットシェア：2007－2014 の比較

57. グローバル：相互保険会社のグローバルな市場のシェアは2007年の23.7%から2014年の27%に増えた(14%の増加率)。地域毎の内訳：ラテンアメリカは相互会社の保険料収入の伸びが2007年から2017年の期間で一番高い地域であった。他の地域と比べてはるかに保険の普及が少ないにもかかわらず、アフリカでは市場シェアは2007年の1.2%から2014年の2.1%へとほぼ倍増した。²⁹

Global rank*	Country	Mutual market share			% growth 2013-2014	% share of global market*	% share mutual market
		2014	2013	2012			
1	USA	37.1%	36.7%	34.6%	+1.1%	26.9%	36.9%
2	Japan	40.8%	43.1%	45.0%	-5.4%	9.5%	14.4%
3	UK	7.7%	7.6%	7.8%	+1.3%	7.4%	2.1%
4	China	0.3%	0.3%	0.3%	-15.7%	6.9%	0.1%
5	France	47.4%	46.5%	45.0%	+2.0%	6.6%	11.6%
6	Germany	44.4%	43.5%	43.2%	+1.9%	5.3%	8.8%
7	Italy	23.9%	23.4%	20.3%	+2.4%	4.1%	3.6%
8	Korea (Rep)	10.4%	10.2%	9.4%	+1.6%	3.4%	1.3%
9	Canada	19.1%	19.5%	19.3%	-1.6%	2.6%	1.9%
10	Netherlands	51.0%	49.3%	49.2%	+3.3%	2.0%	3.8%
Total						74.8%	84.5%

上位10の保険市場での相互保険会社の市場シェア^{30 31}

²⁹ 2014年のICMIF相互会社の市場シェア、2016年。更なる情報は：<http://www.icmif.org/global-mutual-market-share-2014> (16.09.16でアクセス可能)

³⁰ 2014年のICMIF相互会社の市場シェア、2016年。更なる情報は：<http://www.icmif.org/global-mutual-market-share-2014> (16.09.16でアクセス可能)

³¹ Swiss Reの「世界の保険2014年」からの調整数値により示される、グローバル市場でのグローバル・ランクおよびシェア。

3. 保険コア・プリンシプルの MCCOs への適用

58. MCCOs がいかに運営され、監督されているかの説明および実例が先進国市場と発展途上国市場の双方の観点から提供されているが、本文書の第一義的な焦点は発展途上国市場での金融的包摂の促進を目論む監督者に置かれている。本セクションでは、ICPs が MCCOs に釣り合うよう適用される方法に関する適用指針の提供を意図しており、それにより、不均衡な規制および監督による不要な障壁が除去されるはずである。本セクションに含まれる指針は、仲介人の役割を果たす MCCOs には、問題となる ICP が適用されると明示していない限り適用されない。³² セクション 2 で説明したように、組織形態・構造は様々であり、よって監督者は、プロポーショナリティを考慮して MCCO に応じて法人レベル、および／またはグループレベルで ICPs を適用すべきである。³³

3.1 一般的なプロポーショナリティ

59. ICPs は、保険セクターの監督に関して世界的に認められた枠組みを提供する。ICP のステートメントは、財務上健全な保険セクターを促進し、および、充分な水準の消費者保護を提供するために監督制度に存在しなければならない必須要素を規定する。基準は、ICP ステートメントの実施に重要であり、監督当局が特定の ICP の遵守を示すために満たすべき、ハイレベルの主要な要件を設定する。³⁴ ICPs は、保険市場の発展または高度化のレベル、および、監督対象にある保険商品の種類またはサービスの種類に関わらず、全ての管轄区域の保険監督に適用される。³⁵ 従って、原則として ICPs は MCCOs の規制および監督に適用される。

60. 本文書の本セクションは、MCCO セクターの具体的な特徴がプロポーショナリティの観点から具体的なアプローチを生じさせる、様々な ICPs の実施のための考慮事項および指針を提供する。ICPs はプロポーショナリティの原則を、「監督上の措置は、管轄区域の監督目的を達成するのに適したものであるべきであり、また、それらの目的達成に必要な範囲を超えるべきではない」と述べることで説明している。³⁶ 「性質、規模および複雑性」という用語はその後、プロポーショナリティを検討するための観点を提供している。ICPs におけるプロポーショナリティの原則は、MCCO セクターの具体的な特徴を考慮する余地を与える。しかしながら、原則または基準のプロポーショナルな適用につながる考慮事項では、その原則または基準に期待される成果を十分に配慮すべきことが念頭におかれるべきである。具体的な適用指針が本適用文書の本セクションで提示されていない場合

³² ICPs の「はじめに」のパラグラフ 9。

³³ ICP 23 は、一般的に MCCOs に適用されない可能性があるものの、中央組織の役割によって、グループに関連する一部の問題が発生する可能性があるとの見解があり、また、そのような取決めの取り扱いの一環として ICP 23 が考慮されうる。

³⁴ ICPs の「はじめに」のパラグラフ 6

³⁵ ICPs の「はじめに」のパラグラフ 8

³⁶ ICPs の「はじめに」のパラグラフ 8

でも、監督者は ICPs の MCCO セクターへの適用に際してプロポーショナリティの原則を考慮するよう期待されている。

61. MCCOs については、会員の所有権の役割のタイプ、民主制、連帯性、共通の目的の定義、および収益／剰余金の留保は、規制上の取決めおよび監督上の義務を調整する根拠となるかもしれない。MCCOs に関する事業実務、プロセスおよび他の特徴の一部は、原則または基準で望まれる成果を達成するために特定の取決めを必要とするかもしれない。

62. 同時に、相互プロセスの実効性は、組織の規模が成長するにつれ、または組織がより多様な会員を有するようになるにつれて減少しうる。多くの MCCOs は相互プロセスの実効性を強化するために相当量の追加的な努力を行う。しかしながら、組織が非常に大きく多様になれば、相互会社のアイデンティティを維持しようという努力にもかかわらず、株式会社の運営方法との重要な差異を発見することはより困難になると認識される必要があり、そのため、それらの非常に大規模な MCCOs は株式会社と同様の要件の対象となるべきである。これは会員でも所有者でもなく、それゆえ、MCCO のガバナンスに関してほとんど、または全く発言権がない保険契約者の数が非常に多い場合に特に当てはまる。監督者にとって MCCOs 間の差異を理解し、監督上のアプローチが、監督上同じ結果を達成するように、そのような差異を反映していることを理解することが重要である。

3.2 正規化および免許付与

免許付与

63. 関連する原則および基準³⁷—保険事業に従事する法人は、管轄区域内で営業可能になる前には、免許を付与されなければならない。保険法令は、とりわけ以下を含むべきである：

- 免許付与の対象となる規制対象の保険事業の定義
- 無認可での保険事業の禁止
- 国内保険会社の認められる法的形態の定義、および
- 免許発行における責任の割り振り。

64. 免許付与要件の範囲—保険事業の性質は原則として、免許が必要かどうかを決定することであろう。MCCO が保険リスクを抱えている場合、MCCO は原則として保険会社とみなされ、したがって免許付与の対象となるべきである。保険仲介人として活動する MCCO もまた、ある種の免許付与の対象となるべきである。³⁸ 保険の取決めに基づく、顧客が（保証された）給付を受取る資格は、保険規制および監督上の監視による保護を必

³⁷ ICP 4; 基準 4.1

³⁸ 基準 18.2

要とする、保険契約を適格にする要素であるべきことが期待されるだろう。したがって、その下で補償の法的資格を持たない法人において、保険金請求が議論される取決めは、MCCO と会員の間には会員資格の関係が存在するものの、保険契約とみなされることはない。³⁹

65. ICP の指針は以下のように述べている：（一部の）「管轄区域は、一部の事業を、免許付与の対象となる保険事業の定義から除外することを決定する場合がある。そのような事業があれば、保険法令にて明確に定めるべきである。管轄区域は、以下のような様々な理由からこれを行うかもしれない：

- 保険金額が一定額を超えていない
- 損害が現物給付により補填される
- 事業が保険契約者間での連帯責任という考えに従って遂行されている（例えば、小規模の相互会社、協同組合、および、特にマイクロインシュアランスにおける、その他の地域密着型の組織）、または、
- 事業体の事業が特定の地理的範囲に限定されている、特定の数またはクラスの保険契約者に限定されている、および／または免許を付与されている国内の保険事業体が提供していない商品などの特別な種類の保障を提供している。」

指針は、以下のように付け加えた：「保険事業に従事している全ての企業が免許を受けなければいけないという原則を考慮すると、限定的な保険事業を免許付与の要件から除外する時には、保険契約者を保護するための適切な代替的保護措置の整備を十分に考慮すべきである。」⁴⁰ この指針は厳格に解釈されるべきであり、一般に、MCCOs の免許付与および監督のための適用除外とみなされるべきではない。小規模な MCCOs が保険の規制および監督から除外され—したがって、非正規と考えられる場合には—MCCO の設立の土台となっている、実績のある、既得の社会構造および実務において見ることができる、実効的な代替的保護策が存在すべきである。こうした代替的保護策が整備されていると考えられる場合にも、非正規の MCCOs の事業の概観を備え、維持すること、および、これらの MCCOs が正規化の道を選択するように奨励することは利点がある。

相互会社への適用除外；フランスとポーランドの場合：

フランスでは、保険法によって規制される損害保険相互会社および生命保険相互会社、ならびに、相互会社法（Code de la Mutualité）⁴¹によって規制される医療相互会社およびプロビデンス相互会社は、株式保険会社と同様の事業種目で事業を行う認可が与え

³⁹ パラグラフ 34 を参照。箇条書き 2 つ目で説明されている状況は、保険としてみなされるであろう。

⁴⁰ 指針 4.1.1 および 4.1.2

⁴¹ <http://codes.droit.org/cod/mutualite.pdf>

られている。相互会社法の医療相互会社およびプロビデンス相互会社は、限定的な数の事業種目でしか認可を受けることが出来ず、それらは個人に関するものである（事故、疾病、失業…）。これらの相互会社は、自動車保険、家計保険その他の事業を行うことが出来ない（相互会社法 R.211-2 条）。

「保険法（Code de l'Assurance）」（L.322-26-3 条および R.322-125 条）⁴²に従い、相互会社は、「相互会社連盟（union of mutuels）」によって完全に再保険を付保されていることを条件に、免許付与を免除されることが可能である。法律により、このような連盟の唯一の活動は、連盟の会員である相互会社の保険事業に完全に再保険を付保することになっていなければならない。したがって、適用除外は、相互会社の規模ではなく、相互会社が「相互会社連盟」のような具体的な事業体によって完全に再保険を付保されているかどうかに基づく。同様の適用除外は、相互会社法に従う相互会社にも存在する。⁴³相互損害保険会社に適用されるソルベンシー II 指令の第 7 条も参照願いたい。

ポーランドでは、会員が少数であり、保険契約数がほとんどなく、または活動の領域が取るに足りない相互会社は、監督当局により、小規模相互保険会社（SMIU）として認識されうる。SMIUs は簡略化されたルールに基づき営業する。SMIU の資本要件に係する、いくつかの「簡略化された」規制が存在する（例えば、低い株式資本および任意の保証積立金）。

66. 認められる法的形態—保険監督の法制は、適格な法的形態を含む必要があるだろう。これは、MCCO セクターについては会社法に委ねられることが多い、保険のリスクを保障するための適切な法的形態の選択を基に、通常は行われる。保険監督の法制は通常、相互会社および友愛組合のような、パラグラフ 41 で言及された組織形態の 1 つまたは複数を指定するだろう。しかしながら、各国の法律（保険法または会社法）は、会員組織としてであっても、保険のリスクを負うのに適切な法的形態に制限を設けているかもしれない。例えばオランダでは、協同組合は保険を引き受ける資格が無い。そのため、会社法では相互組合を指定している。

法的形態：チュニジアの場合

チュニジアには規制を受ける相互会社の 2 つの形態が存在する：

- 保険（株式）会社と同様に営業する相互保険会社（"sociétés d'assurance à forme mutuelle"）、および

⁴² <http://codes.droit.org/cod/assurances.pdf>

⁴³ 相互損害保険会社に適用されるソルベンシー II 指令の第 7 条を参照

- 会員（およびその血縁者）に支援を提供し、彼らの生活に関連するリスク（健康保険、退職補償、障害または死亡を含む）を保障するグループまたは協会である、相互組合または協会（"associations ou sociétés mutualistes"）。

67. 免許付与の手順—免許付与の適切な方法を決定する際には、管轄区域はふさわしいアプローチを選択すべきであり、MCCOsの保険事業の性質、規模および複雑性を考慮に入れることができる。小規模なMCCOsについては、管轄区域は、定款、規約、取締役の一覧、簡便な貸借対照表および損益計算書（P&L）または期首貸借対照表、および保険約款のような基本的な書類が提出される登録プロセスを通じた、簡便化された行政上の認可を選択することができる。登録後、監督者はその活動を、基礎的な財務リターンに基づく軽度の監視に制限するかもしれない。この免許付与の手順は、保険契約者数、保険料額、保険リスクの種類（例えば農業保険に限定されている）または地理的な範囲（またはこれらの要素の組み合わせ）の観点から活動が限定的なMCCOsに合わせて調整されるかもしれない。健全性リスクおよび事業行為リスクを統制するために、こうした小規模なMCCOsの活動については制限または特別条件が設けられる場合がある。これらの制限または条件により、リスクが、完全な監督ではなく限定的な監視を許可するであろう水準になりうる。例えば、生命保険および／または賠償責任保険のような特定の事業種目は禁止されるかもしれない。また、定款または規約によって、取締役会が会員に追加的な拠出金を求めること、または、ソルベンシーの目的のために会員の口座を利用することが可能になるように調整するために、条件が利用されるかもしれない。これらの制限および条件は、法制によって、または、完全な免許付与および監督からの適用除外を与える法令に関する条件のいずれかとして、課されるかもしれない。

68. 事業の規模およびリスク・プロファイルの観点から商業的な保険会社と同等の、より大規模なMCCOsに対しては、そのような商業的な保険会社に求められるものと同一の免許付与のプロセスを経るのが適切であろう。免許付与のあらゆる手順について、法制において、適用可能性、登録の要件およびプロセスが明確に述べられているべきである。⁴⁴

免許／登録の種類、および監督からのあらゆる適用除外

モロッコ：免許は存在しないが、相互会社の設立趣意書は、経済・財政大臣および雇用・社会情勢大臣の共同指令により承認されなければならない。

南アフリカ：(i)年金を除いた、契約上支払われる給付額、または(ii)それに対して年金が支払われることになる保険料の金額が、会員一人あたり 7,500 ランド（約 500 米ドル）

⁴⁴ 基準 4.1.3

を超えない長期の保険契約を伴って登録された友愛組合は、登録保険会社となるよう要求されない。

69. 免許付与当局—免許付与当局は商業的な保険会社の監督者になることができる。場合によっては、MCCOs に対しては、通常の保険監督者以外の、特別な政府の部門または公的当局が MCCOs の登録を任されている。一部の管轄区域では、登録は商工会議所を通じた設立および登録に限定されてさえいるかもしれない。適切な契約者保護を確保するために、免許付与および監督上の権限を割り当てる場合には、この当局が保険会社の監督のための適切な能力および専門性、ならびに保険市場の原動力についての理解を有しているかどうかについて正しい配慮が払われることが重要である。当局はまた、MCCO の監督上のレビューおよび分析（立ち入り検査およびオフサイト・モニタリングの双方）に関するあらゆる責任を果たすことができるべきである。当局は、必要な時と場合には、実効的な監督上の介入のための十分な権限を持つべきである。MCCOs の監督者が伝統的な保険会社の監督者とは別の当局である場合には、適正な情報交換および協力のメカニズムが必須である。これらは法制に委ねられるか、または、覚書を通じて調整されうる。

正規化

70. 包摂的保険市場を支援する規制および監督に関する適用文書は、「*非正規の保険会社は望ましくないという一般的な方針を考慮すると、この方針を実行するためには、非正規のセクターの存在が正規化される必要があるだろう。*」および、「*誰しもが正規の金融システムの一部となる機会を与えられるべきである。*」と述べている。⁴⁵

71. 保険サービスの提供者は、監督制度から除外されるのではなく含まれるべきである。全ての保険契約者が健全性監督および事業行為の監督の利益を与えられるように、MCCOs がこの制度に含まれるように制度を改正する取組みは重要である。

72. 包摂的保険市場を支援する規制および監督に関する適用文書のパラグラフ 2.2 以降は、非正規のセクターを正規化するプロセス、および、移行措置の管理のプロセスに関する適用指針を提供している。この点において、以下に留意することが重要である：

- 移行措置は、非正規の保険が規制された環境に移行することを許容するために必要となろう。規制上の取決めが、保険会社が徐々に、または試験期間が終了した際に能力を形成し、構築すると見込む場合にも、移行措置はまた適切となる。⁴⁶
- 非正規のセクターを正規化しようと努める場合、明確で透明性のある経路が提示されるべきである。第一のステップとして、保険サービスを提供する全ての非正

⁴⁵ 包摂的保険市場を支援する規制および監督に関する適用文書のそれぞれパラグラフ 2.22 およびパラグラフ 2.5

⁴⁶ 包摂的保険市場を支援する規制および監督に関する適用文書のパラグラフ 2.22

規の事業体は、少なくとも、明確で透明性のあるプロセスを経て登録（指針 4.1.6 参照）され、最低限の要件を満たすべきである。⁴⁷

- 一度登録されたらならば、事業体は、その事業がより低いリスクであり、より小規模で、かつ、それ程複雑でない程度を反映する、制限された事業モデルを運用すべきである。条件付き免許は、（基準 4.7 で検討される通り）用いられる可能性がある。⁴⁸
- リスクの性質、規模および複雑性への影響をふさわしく認識した上での、制限された事業モデルの許容（強制）は、より正規の立場への進路を促進するために実施されるべきである。⁴⁹
- 監督者は、不整合であり、規制上の裁定につながりうるアプローチを避ける必要がある。この課題は、移行措置、または、特別に調整された規制に伴って生じうる。そのような場合には、歪んだインセンティブが生じないよう、および区分が、リスクの性質、規模および複雑性によってのみに限定されるよう確保するために注意が必要である。⁵⁰

73. 正規化のプロセスが開始される場合には、監督者は、いまだ登録されておらず、そのため連絡を取ることが困難な、市場の重大なセグメントに直面することが多い。これは、地理的に分散しており、懸案中の規制上の変更を認識していない、多くの小規模な提供者から構成されうる MCCO セクターにおいて特に関連する。また、個々の非正規の保険提供者の財務上およびその他の状況について、監督者が知らない可能性が高い。これは、この市場セグメントに（新たな）規制を課すことの影響を理解する上で課題を生じさせ、移行プロセスを管理する監督上の能力に影響することになる。

74. したがって、正規化のプロセスを管理する際には、監督者は以下のステップを検討しうる：

1. 関与する保険提供者の特定
2. ふさわしい規制上の制度および適切な移行アプローチの設計の基礎として、関与する提供者の、財務上、組織上およびその他の状況の理解
3. 関与する保険提供者との、実効的な働きかけおよびやり取り

75. 非正規の MCCOs の特定—規制されることになる保険提供者の身元の情報がなければ、求められる措置を説明し、正規化のプロセスを管理するために、彼らと直接やり取りをすることは不可能である。監督者は、将来、正規化され監督を受ける必要がある（潜在

⁴⁷ 包摂的保険市場を支援する規制および監督に関する適用文書のパラグラフ 2.23

⁴⁸ 包摂的保険市場を支援する規制および監督に関する適用文書のパラグラフ 2.24

⁴⁹ 包摂的保険市場を支援する規制および監督に関する適用文書のパラグラフ 2.25

⁵⁰ 包摂的保険市場を支援する規制および監督に関する適用文書のパラグラフ 2.30

的な) 提供者の一覧または(一時的な) 登録を規定する際に、独創性を発揮する必要があるかもしれない。事業体が、保険規制に従って保険会社と見なされることになるかどうかは、即時には明確ではないかもしれないため、一覧は予備的な性質を持つかもしれない。後の段階において、いずれの事業体が確かに保険会社であると見なされるかを突き止めるために用いられる。

76. このような一覧または登録は、以下からのデータに基づき規定されうる：

- 商工会議所。MCCOs が法人と認識されている場合には、それらは、協同組合および相互会社に期待されうるように、商工会議所に登録されている可能性が高い。
- 他の公的な記録、または、税務当局のような公的機関からの記録。
- 事業者団体からの会員登録。これは、保険協会、もしくは、協同組合または相互会社の協会であるかもしれない。
- 電話またはインターネット・プロバイダーの顧客詳細情報のような、その他の民間の情報源。
- マーケティングおよびその他を目的とした調査に特化した、民間研究機関。および、
- 内部情報 (Tipping-off) 一例えば特別な情報経路で提供された、顧客から提供された情報。

これらの情報源へのアクセスを得るために、監督者はデータの提供が法的に認められるかどうかを検証する必要があるかもしれない。認められない場合は、特別な法的取決め可能性として、移行措置の一部として一が検討されうる。これらの機関による情報の収集および移転は、料金の支払または費用の弁済を必要とするかもしれない。監督者は機関と支援業務 (logistics) について議論する必要があるだろう。

77. 財務上、組織上およびその他の状況の理解—潜在的な保険提供者の身元および連絡先情報が確立されれば、監督者は個々の事業体と連絡を取る必要があるかもしれない。監督者は第一に、事業体と連絡を取る取組みの根拠を説明し、また、(将来の) 規制の基礎についても説明する必要がある。これはとりわけ、彼らの保険提供者としての正規の地位が法的に確立されていない限りは、彼らはその段階では協力し情報を提供することが求められていないかもしれないため、事業体に移行プロセスに協力するように説得することに役立つだろう。そのためには、会員との良い関係を築くにあたり、支援または仲裁することができ、また、求められるデータの収集に役立つ可能性がある、あらゆる事業者団体からの協力を得ることが望ましい。

78. 契約が締結されれば、監督者は、事業体の「事業」を理解することを可能にするであろう、以下のような情報を求めることができる：

- 会員に提供される商品およびサービスの特徴、ならびに、用いられる事業上またはその他のプロセス
- 資産、負債および投資方針を含む、事業体の財務状態
- 組織の設立、ガバナンスおよび会員との関係の性質。

監督者はまた、監査法人または保険計理人の事務所に情報を要求することができる。

79. この情報を収集するために、監督者は、年次報告書、貸借対照表、損益計算書および監査報告書のような、基本的な財務データおよび他のデータを求めたいと考えるかもしれない。監督者はまた、事業体または一可能であり、利用可能な場合には一事業体の会計士または保険計理人に対して、具体的な質問を含む質問票も送付しうる。他の選択肢は、現地視察により素早い確認を行い、情報を補完することである。

80. この情報は、相互に関連する多数の目的にかなう。第一に、この情報に基づく洞察的な知識は、(想定される) 規制が事業体にどのように影響を与えることになるかについての印象を与える。それは、例えば、多くの事業体が将来の財務上の要件を満たすことができるかどうか、および、要件を満たすことができるならばどのように満たすかについての示唆を提供するだろう。新たな規制は事業体に対して事業費を発生させその持続可能性に課題をもたらす可能性があるため、そういった規制は、市場からの退出、または、合併および包括移転を通じてより大規模な事業体への集中という傾向を引き起こす可能性がある。監督者がこれらの側面を適切に理解している場合には、監督者は(より好ましくは) 以下を行うことができる：

- 将来の規制がこれらの条件に正しい配慮を行うように取決めを結ぶこと。これは、段階的な免許付与および軽度の監視の境界を設けることを意味するかもしれない
- 移行措置を検討すること。これは、コンプライアンスが新たな要件に対応することを可能にするために、規制における既得権条項⁵¹または猶予期間⁵²を設けることを意味するかもしれない。
- 正規化のプロセスのために、監督者の組織およびスタッフを用意すること。これは、スタッフへの具体的な研修を計画すること、および、迅速な免許付与プロセス、事業体の合併または事業体の清算を支援するための取決めを結ぶことを意味するかもしれない。

⁵¹ 特定の既存の保険提供者に対して、特定の法的要件を免除する条項

⁵² 規制の遵守を可能にするために与えられる期間

これらの方針および措置のあらゆる協議は、保険契約者の最適な保護に根差すべきである。

81. 実効的な働きかけおよびやり取り—以前のパラグラフで既に説明されているように、（潜在的な）保険の提供者に対して、懸案中の規制の変更について十分に前もって情報を提供することが重要である。これは、彼らがあらゆる変更に備えること、および、具体的な方針および措置を検討するために、監督者に対して、財務上、組織上および他の情勢に関する情報を提供することを可能にする。良い関係はこの目的のために役に立つものの、監督者は事業体からの抵抗および反対に直面するかもしれない。彼らは、特に彼らの存在が脅かされる場合に、規制および監督の対象となることに対して基本的な嫌悪感を持っているかもしれない。一部は、彼らが会員に対して、実際には保険とみなされうるサービスを提供していることを認識していないかもしれない。例えば、彼らが伝統的な保険の用語を用いていない場合である（保険契約（policy）の代わりに契約（contract）、または保険料（premium）の代わりに拠出金（contribution））。保険の提供者に対して、協力するように監督者が説得しようと試みることが重要である。事業者団体はこれを達成するために役立てることが多い。

包摂的市場を成長させ、非正規性に対応する：フィリピンの場合⁵³

フィリピンでは、1974 年以来、共済組合（mutual benefit associations）が保険法の下で認識されている。2006 年からは、特別な規制上の制度がマイクロインシュアランスの MBAs を創設したが、これは最低で 5,000 人の会員、縮小された営業（生命保険のみ）、および時間をかけて積み上げることができるより低額の保証積立金を必要とする。

2010 年のマイクロインシュアランス規制枠組みは、マイクロインシュアランスの空間の非正規性に対応するためのさらなる措置を経験した。重要な構成要素は、保険委員会、協同組合庁および中央銀行の間の、機関をまたいだ協力である。したがって、協同組合に関係する場合には、保険の提供に専門的監督の権限を持つ当局、すなわち保険委員会は、組織的な視点から、協同組合を監視する当局と緊密に協働する必要があるとの認識がなされた。

現在の規制上の枠組みでは、MCCOs に正規化のための 4 つの選択肢を認めている：

⁵³ 「包摂保険市場における相互会社、共済、その他の地域社会組織（MCCOs）」に関する、IAIS と A2ii による第 9 回協議電話会議、2015 年 3 月 26 日。

1. 商業的な保険会社または協同保険会社から団体契約を獲得することによる
2. 商業的な保険会社または協同保険会社の代理店になることによる
3. 新たなマイクロインシュアランスの MBA を設立することによる、または既存のマイクロインシュアランスの MBA に参加することによる、または
4. 事業の最低 50%がマイクロインシュアランスの場合には、より低い資本十分性比率が適用される、商業的な保険会社または協同保険会社の免許を申請することによる。フィリピン保険委員会の代表者は、フィリピンにおけるプロセスは数年がかかっており、いまだに継続中であると強調した。

多数の低所得の顧客を有する協同組合と、重要な協同組合とのつながりを持つ、2つの協同保険会社が存在する。また、MI-MBAs はマイクロインシュアランスの目立った促進力となっており、商業的な保険会社にマイクロインシュアランスの可能性を示している。特に、2001 年に免許を付与された CARD MBA は、初期段階の MI-MBAs に対する「フランチャイズ・モデル」としての重要な役割を果たした。その支援の下で組織された技術的支援機関である RIMANSI は、先端的かつ補助的な役割を強く果たし続けている。今日では、21 のマイクロインシュアランスの MBAs が約 300 万人の保険契約者およびその家族に便宜を図っており、マイクロインシュアランスを付保される人数において生命保険市場の 60%以上を有している。MI-MBAs は 2012 年から 2013 年の間に 32%の成長を経験した。

課題には、どのようにして現在の高い成長の水準を維持するか、および、依然として自家保険スキームを運営し続けている協同組合の引き続いての非正規性を伴いながら、どのようにして MCCOs の役割（これは現在、生命保険事業に限定されている）を損害保険市場に拡大するかが含まれる。政府は 2015 年に、協同組合の組織内の保険制度に焦点を当てて、正規化の課題に再び取り組み始めた。

正規化へのステップ

ジャマイカ：1971 年以降、全ての保険会社は登録を受けなければならなかった。FSC は市場をモニタリングし、登録を受けていない事業体が市場で営業していることが発見されれば、企業は登録の機会を与えられる。事業体が登録を拒否する場合には、登録を受けずに保険の事業を行うことは刑事犯罪であるため、事業体は公訴局長官に審理される。保険法および付随する規制は、登録の要件を定めている。

ニュージーランド：銀行は、不十分な資本、彼らの取締役および「重要な役員」の適格性方針における欠点、ならびに不十分なガバナンスのような、一部の免許付与要件にお

ける重大な欠陥を有する多くの保険会社を特定した。これらの保険会社に関する銀行のアプローチは、具体的な時間枠の中で欠陥に対応するための現実的な計画のエビデンスを要求するか、または彼らがニュージーランドでの保険事業の実施をどのようにして停止しセクターを退出するつもりであるかを示すことであった。銀行は免許を付与されていない保険会社に対して、法の権限を執行することはできなかったものの、免許付与要件は、保険会社に対して迅速に遵守すること、または退出する決定を下すことを要求することにより、「継続か、退出かの決定 (continue or exit decision)」を具体化する閾値を規定した。

3.3 コーポレート・ガバナンス

82. 関連する原則および基準—コーポレート・ガバナンスは、保険会社の取締役会、上級管理職、顧客および他の利害関係者の間の一連の関係を言い；保険会社の目的が設定され、その目的を達成し、業績をモニターするための方法が決定される構造である。監督者は、保険事業の健全でブルーデントな経営および監視を規定し、かつ保険契約者の利益を十分に認識し保護するコーポレート・ガバナンスの枠組みを確立し実行することを保険会社に要求する。⁵⁴ したがって、保険会社のコーポレート・ガバナンスは、以下となる：

- 保険会社の目的を明確に定め支援する方針の策定、実施、および効果的な監視を促進する；
- 保険会社を代表して行動する法的義務および権限を誰が持つのか、およびどのような状況下でなされるのかを明確にすることによって、保険会社の経営および監視に責任を負う人物の役割および責務を定義する；
- 重大または重要な決定の論理的根拠とともに、その決定の文書化を含め、どのように決定および措置がなされるのかに関する要件を設定する；
- 必要に応じて、保険会社の経営、行為および監視に関する事柄を利害関係者に伝達することを規定する；
- 不遵守または脆弱な監視、統制または経営に対して行われるべき是正措置を規定する。

⁵⁵

83. コーポレート・ガバナンスの主題は、所有と経営間の分離から生じる、組織の管理職の利益と、組織の社長／所有者の利益を一致させる関心事に言及する、エージェンシーの問題に緊密に関係する。MCCOs のガバナンスは、株式会社として設立された伝統的保険会社のガバナンスとは異なる。⁵⁶ MCCOs において、保険会社は、保険契約者によって共

⁵⁴ ICP 7

⁵⁵ 指針 7.0.1

⁵⁶ 指針 7.0.6

同で所有（および／または統制）されており、そのことで、利益の潜在的な相違に影響が出る。

84. コーポレート・ガバナンス要件のアプローチは、それらが堅固である場合の民主的なプロセスを含め、MCCOsの性質を考慮すべきである。その結果、この、特別な保険規制の側面は、双方の機会を提供することができ、また、MCCOsに課せられる義務のバランスを慎重に考慮することが可能となる。ICPsで考えられているように、アクセスを促進し、また、相互性の性質も反映する、MCCOs用に別個に定義されたコーポレート・ガバナンスの規則を検討することは、有益となる可能性がある。

会員の取締役会および総会

85. 取締役会の効果的な機能は、引続き監督上の監視の主な目的であり、また、監督者による同様の全体的なレビューの対象とすべきである。しかしながら、監督者およびMCCOsがこの目的を達成する方法は、MCCOsの構造を考慮する可能性がある。

86. MCCOのガバナンスの枠組みの構成および機能をレビューする際、監督者は以下の側面に十分に配慮する可能性がある。

- MCCOの企業構造；
- 組織の規模およびMCCOにおける民主的プロセスの有効性；
- 任命権限；
- 意思決定の特性（attribution）；
- 統制の問題；
- 適格性の問題

87. 企業構造—管轄区域の会社法に従い、MCCOは、役割、責任、および説明責任の分担に影響する多様な構造を取る可能性があり、そのため、ガバナンスの枠組みの有効性にも影響する。上で示したように、保険契約者がMCCOの所有者と見なされる。一般的に、会社法に基づき、保険契約者は協会（共済、相互会社）の会員と見なされることが多い。保険契約者は、法律、定款または規約による制限範囲内で重要な決定を下す権限が与えられる会員による総会の構成員となる。取締役会は、保険会社の長期利益および存続能力に沿って、保険会社の事業目的およびそれら目的を達成する戦略を定め、かつ、目的および戦略の実施を監視する、最終的な責任を有している。⁵⁷

⁵⁷ 基準 7.2

88. MCCOs は、取締役会の次に監査役会が設置される、二層制を持ちうる。⁵⁸ 監査役会は、執行責任は一切ないものの、MCCO を監視する任務が与えられる。取締役会のメンバーが（原則として）会員により任命される一方で、監査役会にはそれは該当しない可能性がある。監査役会がその独自のメンバーを任命できることに基づいて、新会員の選出のシステムが適用される可能性がある。このことで、監査役会が活動を監視している取締役会からの独立性を確保する助けとなりうる。監査役会は、総会の監督下にある。

89. 取締役会に加え、MCCO は上級管理職（senior-management）を設けるが、これは、取締役（directors）または役員（administrators）と呼ばれることがあり、当該人物は、取締役会の監視および運営のもと、日々の業務運営の責任を担う。⁵⁹ 小規模のMCCOs については、上級管理職は、1 名または複数名の取締役だけで構成される場合があり、これにより、特別な内部統制措置の必要性を引き起こす可能性がある（以下を参照）。

90. MCCO の会員の必ずしも全員が、民主的プロセスに積極的に参加できる、および参加する意欲があるわけではなく、MCCOs は会社法の法規定に従って、会員の代表者からなる評議会（会員の評議会）を導入することができる。評議会メンバーは、保険契約者／会員から選任される。評議会は、一般的に、通常は総会に帰属する一部の権限を有する。会員の評議会は、MCCO の民主的機能を強化する有効な方法となりうる。

91. 組織の規模および民主的プロセスの有効性—MCCO の民主的プロセスは、例えば、農民や漁師など、特にまとまりのあるグループにより率先して設立された、組織ではうまく機能する可能性が高い。彼らの収入および暮らしのみならず、MCCO に関係する人々の間での個人的な付き合いにも密接に関わる具体的なリスクをプールすることへの興味は、民衆が関与するきっかけを提供する可能性がある。組織が発展し、また、経営責任が専門家に委譲されるにつれて、これらのプロセスは、より難題になる可能性がある。会員のグループ全員が同じ関心を共有する、または、取締役会および上級管理職に対する対抗力に影響するグループとして組織に入っているわけではない。相互会社および共済は、総会がさらに形式的になっている株式会社と同様の方法で統治される場合がある。そのケースでは、会員の評議会は、MCCO の民主的性質を高める有益な方法となりうる。監督の観点から、監督者は、民主的プロセスが必ずしも適切に機能するとは限らず、MCCO のガバナンスに悪影響を及ぼす恐れがあることを認識すべきである。同様に、監督者はMCCO の会員ではない契約者の利益および立場について十分な配慮を行うべきであり、また、一株式会社の場合と同様に一適切な保護が必要である。

⁵⁸ 指針 7.0.3

⁵⁹ 基準 7.10

92. 任命権限—取締役会のメンバーの任命権限は、原則として、会員の総会に委譲されることになる。MCCO のガバナンスの枠組みを見直す際は、監督者はその管轄区域の会社法が例外を認めている可能性を認識すべきである。規約で 1 名または複数名の取締役会メンバーの任命権を非会員に与える可能性がある。しかしながら、取締役会メンバーの過半数が非会員から任命されることになったら、相互性の性質に反すると見なされることになる。それでも、実際に起こった場合、会員と法人である MCCO との間で法的な争いを生じさせる可能性がある。

93. 取締役会メンバーの選任に関して、候補者の経歴について考慮されるべきである。伝統的に、および、小規模の MCCOs については極めて多くの場合、会員が、会員の中から取締役を選任する。その他の可能性として、会員は、取締役を、取締役会自身がまとめた、または他の人がまとめた候補者の一覧から、選任する必要がある場合がある。この一覧が実に拘束的であり、選任プロセスに他の候補者が入ることが許されないこともある。監督者は、特に、選任プロセスが会社法に基づかない場合、例えば、法的な禁止命令が MCCO の意思決定能力を無効にする場合、MCCO のガバナンスに悪影響を与えうる法律上、または他の紛争を生じさせかねないことに配慮する必要がある。取締役会メンバーの経歴もまた、適格性 (suitability or fitness and propriety) の観点から重要である (パラグラフ 99 を参照)。MCCO の規約が、非会員の取締役会メンバーとしての就任を認める場合、このことは、特定の専門知識を強化する可能性をもたらすことになる。別の方法として、規約により、取締役会が外部の専門家を雇用する、およびアドバイスを受けることを認める条項を有することもできよう。

94. 一般的に、会社法に基づく MCCO の規約には、取締役会のメンバーとしての任期が含まれることになる。再選に関する追加条項も存在しうる。このことは、特に、メンバーが特別な注意が必要な分野、例えば金融市場などを任される場合、または、監査委員会などの委員会の委員に任命される場合、MCCO の事業継続に関して難題をもたらしうる。監督者は、そのような継続性の問題に配慮すべきである。

95. 意思決定の特性—一方では会員の総会の管理権限内にあり、他方では取締役会の管理権限内にある、意思決定のタイプに関して、MCCOs の間で差異が存在しうる。一般的に、総会は、規約の変更、年次報告書の承認、および MCCO の清算に関して決定する権利を有することになる。例えば、包括移転、または保険料の値上げなど、応急処置が必要な緊急事態において、誰に特定の決定を下す権限があるのかを決定するため、このことを認識することは重要である。監督者が会員の承認、または総会を含む手続きに介入する必要がある場合、それ自体は考慮が必要である。

コーポレート・ガバナンスの要件

フランス：Code de la Mutualité の相互会社用の具体的な企業ルールでは、特に、a) 総会が主要な役割を担う、b) 有能な管理職のうち 1 名が、自動的に取締役会の会議の議長になる。

モロッコ：相互会社は、そのメンバーが総会により選任される取締役会により運営され、取締役会は、戦略的方向性を定め、また、法規定に従って重要な決定を下す。総会は、相互会社の会員、またはその代理人により構成される。

ポーランド：国内の保険事業者の管理委員会は、相互会社の事業者を除き、少なくとも 2 名のメンバーで構成されるものとする。株式資本に出資する人物は、協会の定款の定める範囲において、相互会社の事業者の管理委員会、または相互会社の事業者の監査役会のメンバーになることができる。

英国：英国では、1990 年代に一部の相互会社のコーポレート・ガバナンス基準に関する懸念への対応として、相互保険セクターが自主規制のガバナンスコードである、相互保険会社向け注釈付きの英国版コーポレートガバナンスコードを策定した。本コードはこれまで 9 年間実施されており、毎年、フィナンシャル・ミューチュアルズ協会の会員が詳細な法令遵守確認を行い、その結果は業界団体によって発表されている。

フィンランド：フィンランドでは、相互会社は重要な組織としての、および会社の舵を取る手段としての監査役会を設置している。非常勤の取締役によって構成される取締役会が設置されている場合、公開有限責任会社は、通常、監査役会を設置していない。所有者である保険契約者は、総会に参加し投票する権利を有し、総会では監査役会のメンバーが任命される。この目的は監査役会の構成が、所有者である保険契約者の共同体（地理的、顧客区分等）を反映したものにすることである。監査役会が取締役会を任命する。加えて、ある種の諮問委員会が存在し、これは会社の法的組織ではないものの、むしろ会社と所有者である保険契約者の間の伝達経路に近い。⁶⁰

スウェーデン：会員への適切な影響力を保証する方法は様々である。会員の影響力が確実に保証されるためには、全ての個別の相互会社内の状況を考慮に入れなくてはならない。数百万の会員を有する規模の大きい相互会社では、総会で会員の代理となり、かつ、投票権、発言権、および提案権を行使する代理人を会員が選任することができる。選任は直接的に、または会員を代表する組織を通じて間接的に、またはそれらの方法の組み合わせによって行うことができる。直接的または代表する組織によって間接的に選ばれる代理人の数は、個別の相互会社内の会員構成を反映するために、相互会社間で異なってもよい。代理人は相互会社の会員（保険契約者）でなくてはな

⁶⁰ 出典：ICMIF

らず、取締役会のメンバーまたは相互会社に雇用されている者であってはならない。代理人は一回につき一年間選任される。⁶¹

96. 統制の問題—ある者（法人または自然人）が、直接的にまたは間接的に、単独でまたは他と共同して、保険会社への支配権を行使することとなる、保険会社の主要な所有権またはその他の権利を取得する提案に対して、監督者の承認が求められる。⁶² 一般的に、支配権は、株式の取得により行使され、また、議決権、および特に取締役会のメンバーの任命権に関係することになる。支配権が大きな影響を及ぼす場合、株式数、または総会での議決権が例えば 25%以上などの閾値が規定されることを管轄区域内の法令で示す必要がある。原則として、MCCOs は株式資本を保有せず、会員個人でも総会の支配的投票権を持たないため、適格保有の承認に関する規定は関係しない可能性が高い。しかしながら、例外が存在しうる。例えば、オランダでは、一部の相互会社が、共同責任会社の保証資本に相当する、分担金に分けられる保証資本を保有することが認められている。そのため、会社法によっては、類似の複合会社が存在しうる。

97. 監督者は、MCCO での主要な支配の取得を正式に承認する立場にない、および、その承認プロセスの一環として、見込まれる主要な所有者の適格性を確認する立場にない可能性があるものの、MCCO の支配の状況をモニターする必要性は引続き存在する。適格性確認の一環として、主要な所有者は、保険会社のソルベンシーを支えるための追加資本を提供することができる必要が生じうる。そのような便宜は、MCCO において、非常に不足しているおそれがあり、そのことは、代替的な財務支援措置（資本要件および資本リソースに関するセクション 3.4 を参照）の必要性を促す。

保険会社で主要な所有権／支配権を有する、法人または自然人に関する要件／実務

メキシコ：外国人または外国の金融機関が、保険相互会社を支配することはできない。

チュニジア：共済組合に関して：共済組合に対しては、そのような統制要件または実務は存在しない。

トルコ：統制要件は、株式会社の統制要件と一致している。しかしながら、共済法において、各株主に対する特別な制限が存在する。各株主は、共済法に従って、少なくとも 1 株（100 トルコリラの価値）を保有するものとし、最大で、5,000 株を保有しうる。

98. 効果的なガバナンス、および支配権の変更にも関連する問題の 1 つは、民主的プロセスがあまり強固でない場合に、相互会社の支配権が外部関係者に確保されてしまうリスク

⁶¹ 出典：ICMIF

⁶² ICP 6

である。MCCO の構造は、持分の直接購入が必要な場合に比べ、支配権を得るための費用が少額となりうるため、このような介入により脆弱となりうる。資産剥奪行為または他の詐欺にとって魅力ある対象を提供しうる。その結果、そのような行為が効果的な監督上の監視対象となり、必要に応じて介入の対象ともなるよう確保すべく配慮が必要となる。

99. 適格性の問題—監督者は、保険会社の取締役会メンバー、上級管理職、統制部門の主要人物および主要な所有者がそれぞれの役割を果たすのに適格であり、また適格であり続けるよう要求する。⁶³ MCCOs に関して、評価される、または適格性検査の対象となる可能性の高い人物は、取締役会のメンバーおよび上級管理職である。⁶⁴ MCCOs に関して、民主的な原則は、取締役会のメンバーは保険契約者／会員組織から選任されること、および、それを代表することを示唆する。その結果、取締役会のメンバーは、通常、保険契約者との間により強いつながりおよび義務を持ち、また、株主と保険契約者の間で起こるある種の利益相反の対象となることがあまりない可能性がある。そのため、民主的なプロセスが有効に機能しているのであれば、そのような論点は、監督上の懸念になることは少ないかもしれない。

100. 取締役会の大半が選任された代理人で構成される場合、より「選り抜きの」取締役が手当てできるものと同等の多様な経験を取締役に含められないリスクがある。民主的なプロセスがガバナンスを主に支える場合、適切な専門知識および商業的または保険に関する多様な経験の利用可能性を確保する必要がある。それがなければ、取締役会は、必要とされる能力の点で、取締役会全体として適格とはならない可能性がある。例えば、特定の専門職または業界の会員資格に基づく MCCO が、取締役会に、商業上および保険に関連する事項の経験を自動的にもたらすことはないであろう。

101. 調査により、多くの MCCOs がこの問題を強く意識しており、また、新任の取締役は定期的な研修を継続的に行っているが、そのような研修は、多大な努力なしには、必ずしも利用しやすいものではない可能性があることが示された。また、一部の MCCOs は、自身の取締役会は選任された会員から構成されるのみであり、経営責任も有する会員は一人もおらず、そのため、「完全に独立」していると示した。さらに、取締役会の主導で、独立した専門家に取締役会がアクセスする権限があること；取締役個人が捜査を開始する、またはアドバイスを受ける能力；または取締役会が、管理職にアクセスし、論点について照会し、理解できる非常に堅固なプロセスがあり—これら全ては、取締役会の監視の役割を強化し、また、取締役会に求められる責任を遂行するのに役立つことが可能となる。一部の管轄区域では、MCCOs が、取締役会に特定の専門知識をもたらす、数名の指

⁶³ ICP 5

⁶⁴ 主要な所有者／適格な支配権に関しては、前のパラグラフを参照。

名された独立取締役を有する実務を義務付けられている、または自主的に採用している。他の管轄区域では、MCCOs が、専門知識を構築および維持するための費用効果の優れた方法として、専門的なサービス提供者へのアクセス権を有する可能性がある。

102. 監督者にとって、MCCOs に適用される民主的な原則に配慮する一方で、特定の MCCO において必要とされ、かつ利用可能な知識および専門知識を認識することが重要である。その場合、特定の MCCO のリスク・プロファイルを考慮することが必要である。例えば、規制対象の銀行の預金に投資が制限されている場合、金融市場に関する深淵な知識は必要とならない可能性がある。同様のことが、商品が個人世帯の保険に限定されている場合の保険数理の専門知識に当てはまる。そのような MCCOs は、農業保険、埋葬費保険、または医療保険など特定の事業種目を専門に扱っており、特定の分野における専門知識を有する上級管理職を有することで恩恵を受けることになる。例えば、家畜に保険をかける MCCO は、獣医の経験を持つ取締役を任命しうる。例えば、専門家を雇用することで専門知識を向上させるために、代替的な対策が検討されうる。しかしながら、上級管理者職および取締役会としてのレベルで、特定の最低レベルの知識が存在する必要がある。

103. 適格性要件、ならびに監督者による取締役会のメンバーおよび上級管理職の任命の承認に関する監督上の法令における規定は、取締役会のメンバーの選任の民主的な原則と相反するものと見られる可能性があることに、監督者は配慮すべきである。このことは、特に、監督者が、取締役会のメンバーまたは上級管理職の任命に反対する、または、任命済みの彼らの資格を剥奪する場合に関係してくる。MCCOs が、これを自身の民主的権利の侵害と見なす可能性がある。監督者は、自身の管轄区域における法的立場に関して、機密を扱う分野で確実に、個人のプライバシーを含むことを明確にする必要がある。

取締役会メンバーおよび主要な部門の適格性（適格性要件および審査実務）

モロッコ：取締役会のメンバーになるための特定の要件は存在しないものの、法律違反の場合には、裁判所が、相互会社の運営または経営への参加について、一時的または永久的に不適任であるとの命令を発することができる。

チュニジア：共済組合に関して、現在、取締役会のメンバーおよび主要な部門に対して具体的な規則は存在しないものの、相互会社の行動規範の草案に従うと、取締役会のメンバーおよび主要な部門は、保険会社と同様に見なされることになる

リスク管理および内部統制

104. 監督者は保険会社に対し、リスク管理、コンプライアンス、保険数理上の事項および内部監査のための効果的な機能を含む、リスク管理および内部統制の効果的なシステム

を全体的なコーポレート・ガバナンスの枠組みの一部として有するよう要求する。⁶⁵ このことは、原則または基準から望まれる当面の成果と組合わさって、MCCO セクターの性質、規模および複雑性に十分配慮した相応性のアプローチを必要とする課題である。

105. 例えば、保険契約数、商品の性質、資産および投資の規模、またはスタッフ数など、MCCO の事業が制限されている場合、リスク管理制度の設計および構築は、それに釣り合ったものとなりうる。規模の小さい組織では、組織内に複数の職員を含む複雑な性質の内部統制のプロセスを必要としない可能性がある。例えば、事務所が 1 名の取締役と 1 名の庶務担当のスタッフで運営されている場合、取締役が直接、目視で監視することが、重要な統制方法となるが、もっともその様な状況であっても、取締役会が効果的な異議申し立てを行える必要がある。

106. 監督者は、保険会社に対して、必要な権限、独立性、およびリソースを持つ効果的な統制部門を有するよう要求する。⁶⁶ ICP では、以下の統制機能が整備され、効果的に運営されるよう要求する：リスク管理部門、コンプライアンス部門、アクチュアリー部門、および内部監査部門。⁶⁷ 小規模の MCCOs にとっては、これらの機能を自組織内の（別々の）個人に割当ててすることは難題となるおそれがある。MCCO がこの点に関して、監督要件を遵守しているかどうかを考慮する場合、関連する基準では、人物ではなく、機能の観点で述べていることに留意すべきである。このことは、MCCOs が、コンプライアンス・オフィサー、リスク管理者などとして任命された、別々の個人を有するのではなく、機能を与える、または調整するよう期待されていることを意味する。このことは、これらの機能を兼務させる余地を残すことになる。しかしながら、一人の人物に監視の特性のある機能と経営の特性、または運営の特性のある機能を兼務させることは適切とはならないであろう。考えられる代替案は、アクチュアリーなどの外部専門家を雇用すること、もしくは、可能であれば、グループまたは連盟レベルでの支援を手配することで見出しうる。その目的のため、適切なサービス水準に関する同意が必要となる。さらに、機能が外部委託される場合でも、取締役会および上級管理職は、外部委託された機能に対する、適切な統制および監視を引続き維持すべきである。

⁶⁵ ICP 8

⁶⁶ 個人、ユニット、または部署のいずれの形態であれ、ガバナンスの観点から、統制または抑制と均衡の機能に務め、リスク管理、コンプライアンス、保険数理上の事項、および内部監査を含む特定の活動を行う、適切に権限付与された部門のことを言う。

⁶⁷ それぞれ、基準 8.4、8.5、8.6、および 8.7

リスク管理および内部統制の要件

モロッコ：内部統制は義務付けられていないものの、規則が一部存在する。リスク管理に関する限り、法律では、区別できる会計処理、および分離勘定により網羅される、各リスクの個別管理を要求する。アクチュアリー機能に関しては、相互会社を設立する場合、または分担金（保険料）の額または給付金額を変更する場合、保険数理調査が要求される。

チュニジア：共済組合に関して：相互会社の行動規範の草案に従うと、共済組合は他の保険会社と同等と見なされることになる。要件は、主に、アクチュアリー、外部監査役の任命、およびそれらの責任についてであり、ならびに、常務取締役および取締役会の責任を規定している。

トルコ：同等の要件ではあるものの、他の株式会社のように、立入検査時にその規模が考慮される。

3.4 資本要件および資本リソース

107. 関連する原則および基準—監督者は、保険会社が重大な予想外の損失を吸収できるようにするため、および、監督上の介入の段階を規定するために、ソルベンシー目的での資本十分性要件を定める。⁶⁸ より具体的には、ICPsは監督者に対して以下を要求する：

- 逆境（adversity）においても、保険会社の保険契約者に対する債務が、約定どおりに引き続き履行されるために十分なレベルで規制上の資本要件を設定し、また、保険会社に規制上の資本要件を満たす資本リソースを維持するよう要求する；⁶⁹
- それらの資本要件には、監督者が様々な段階の介入を発動できるソルベンシー・コントロール水準を含む；⁷⁰
- 水準を上回っていれば、監督者が資本十分性を根拠に介入しないソルベンシー・コントロール水準である、規定された資本要件（PCR）を定め、ならびに、遵守されなければ、監督者がその最も強硬な措置を講じるソルベンシー・コントロール水準である、最低資本要件（MCR）を定めるが、このMCRは、下回れば保険会社が効果的に営業することが実行可能であるとはみなされない最低限度に影響される；⁷¹
- ソルベンシー評価のためのトータル・バランスシート・アプローチとの整合性を保ちつつ、資本要素の質と適格性を考慮し、規制上の資本要件充足に適した資本リソースとその価値を判定するためのアプローチを定める；⁷²

⁶⁸ ICP 17

⁶⁹ 基準 17.2

⁷⁰ 基準 17.3

⁷¹ 基準 17.4

⁷² 基準 17.10

- 資本リソースが継続企業ベース、清算ベース双方で損失を吸収できる能力を考慮しつつ、資本リソースの質と適格性を評価するための判断基準を設ける。⁷³

108. MCCO 固有の特徴—MCCO の規制上の資本要件では、特別な考慮が必要となる可能性がある。MCCOs による事業／活動の資金調達、パラグラフ 8 に示されるように、伝統的な株式会社の資金調達とは異なっている。株式会社としての保険会社のケースでは、リスクは被保険者から保険会社に移転されるが、MCCO は、基本的に会員間でのリスク分担の仕組みである。会員からの分担金は、会員が行った保険金請求への経費、引当金の積立て、および様々な事業費の資金調達などをカバーするために使用される。MCCO の財務結果が赤字を示す場合、会員は、規約の規定に従って、追加支払（会員拠出請求）を請求される可能性がある。その代わりとして、MCCO は、利用可能な予算を充足するための補償金を減額することを決定する可能性がある。後者の実務は、規約により権限が与えられている、または、会員が合意した他の何らかの法的書類など、妥当な法的基準に基づくべきである。（追加的な）保険料が課される、または、剰余金が返還される程度は、例えば、事前に支払った保険料に相当するなど、様々な要因に基づきうる。通常は、規約により、適用される方法が決定されることになる。

109. MCCO で考えられる、他の特徴は、前払いの劣後会員勘定である。会員に返還されるあらゆる剰余金は、会員／保険契約者の名前で、MCCO が保有する口座に入金される。当該口座の資金は、MCCO の清算まで、または、MCCO での会員資格が終了するまで、利用することができない。このオプションでは、監督法令、会社法、および／または規約に従って、MCCO が企業内に資金を保持すること、およびソルベンシー目的または資金調達目的に必要な場合に、引き出すことを認めることになる。他方で、会員の口座は、株式会社化（以降を参照）または、包括移転の際に、会員が、これらの口座内の資金の利用を問題として取り上げる可能性がある場合、MCCO および監督者に難題を課す可能性がある。

110. MCCOs の資本要件—上で述べた ICPs の枠組みにおいて、適切ならば、監督者は MCCOs の具体的な特徴を、その設計および資本の要件の適用にどう調整するか検討すべきである。ICPs では、性質、規模および複雑性に適した変更を認めているものの、監督者によって課される規制上の資本要件への何らかの変更は、透明性のある枠組みの中でなされ、また、目標となる判断規準にしたがって、特性、規模および複雑性に適したものであり、さらには、限られた状況においてのみ必要とされることが見込まれる。⁷⁴

⁷³ 基準 17.11

⁷⁴ 基準 17.9

111. 要求されるソルベンシーの計算において、MCCOs だけのための特定の要件は必要ない可能性がある。しかしながら、閾値の低いソルベンシー要件（PCR または MCR）が適用される小規模の会社に対して免許付与および監督に関する一層制の制度を定める、もしくは、例えば、引当金の規模、保険料収入、または過去数年にわたる既発生損失など、単純化された計算方法に基づく要件を定めることを選びうる。そのような特別扱いをする根拠として、MCCOs が上で説明したように分担金を集める制度を用いるという事実が、特に、連帯性が適切に与えられている小規模の MCCOs に関して考慮されうる。

112. このことは、また、包摂的保険市場を支援する規制および監督に関する適用文書で認識されており、「*包摂的保険市場へのアクセスを向上しようと努める場合、最低資本要件(MCR)のための絶対的最低限度は、より低いリスク・プロファイル、ならびに詳細なガバナンスおよびリスク管理の、より限定された必要性を反映する、より低い水準に改定されうる。このことは、より広範な事業体が保険サービスの提供に参入することを許可する。*」とされている。⁷⁵ 異なる MCR および PCR の設定を望むかどうか、または双方を同じ水準にするかどうかの検討は、より低い閾値のソルベンシー要件を導入する監督者次第である。

113. 前のパラグラフで述べた、要求されるより低い水準の資本は、パラグラフ 67 で述べた、より低いリスク・プロファイルを持つ MCCOs に対する、より軽度の（lighter-touch）監視を許可する免許付与の段階的制度に結び付きうる。これに関して、欧州連合内の特定の小規模相互会社は、ソルベンシー枠組み、ソルベンシー2 から免除される、または、ソルベンシー要件の相応性のアプローチとみなされうる、「ソルベンシー2 ライト」制度の対象となることが言及されるべきである。

所要資本

オーストラリア：既存の一部の友愛組合は、他の生命保険会社が要求される最低 1,000 万豪ドルの資本要件の充足を免除されている。

中国：CIRC は 2015 年初めに相互保険組織向けの試験的な規制上の仕組みを発表した。この仕組みは、最低限の初期資本を含む相互保険会社の免許付与を申請するための特定の要件を定めた。それらの要件は損害相互保険会社に対しては最低 500 名の会員数で 1 億元、職業上および地域的相互保険会社に対しては、最低 100 名の会員数で 1 千万元である。

フランス：会員に追加の分担金を依頼する権限を付与されている Code de la Mutualité に基づき、ソルベンシー2 の下限は、相互会社には適用されない。

⁷⁵ 包摂的保険市場を支援する規制および監督に関する適用文書のセクション 3.17

メキシコ：規制では、相互保険会社に対するソルベンシー資本要件を設定しない。

ウガンダ：相互会社は、以下の資本要件を課される。会社の資産+15%*（資産－負債）

モロッコ：資本要件は何ら存在しないが、分配規則および投資剰余金のみならず、保険契約準備金が示される。相互会社は一切、この要件を免除されない。

フィリピン：MBAs および協同組合の所要資本は、通常の保険会社とは異なり、かなり少ない。MBAs：資本化は一切要求されないものの、500 万フィリピンペソ

（108,000 米ドル）の初期保証金を保険委員会(IC)に預け入れることが要求される。IC は、この資金を、既存の内国保険会社の資本投資額まで増加させるよう要求することができる（保険法のセクション 405）。協同組合については、資本化は通常の保険会社の資本化の 50%である。相互保険会社については、通常の保険会社と同額の払込済み資本である。

チュニジア：A－相互保険会社について：異なる資本リソース。保険会社の最低資本は、1つの支店用の免許の場合 300 万チュニジアドル（約、150 万米ドル）、複数の支店用の免許の場合 1,000 万チュニジアドル（約、500 万米ドル）。B－共済組合（訳者注：後のパラ 126 の後ろのボックス内で、相互保険会社と共済組合を対比させているため、ここは B- for mutual societies が漏れていると思われる）については、最低限の社会基金は 150 万チュニジアドル（約、75 万米ドル）である。

114. 資本リソース：資本リソースに関して、上で述べたように、監督者はソルベンシー評価のためのトータル・バランスシート・アプローチとの整合性を保ちつつ、資本要素の質と適格性を考慮し、規制上の資本要件充足に適した資本リソースとその価値を判定するためのアプローチを定める必要がある。MCCOs に関して、包摂的保険市場を支援する規制および監督に関する適用文書で、「MCCOs は、より柔軟に増資することが可能な企業よりも、さらに注意深く自社の資本のニーズを利用可能なリソースに合わせる必要があり、これは、自社のリスクおよびソルベンシー評価において注目すべき問題である。」⁷⁶と一般的な論点を述べている。

115. また、当該文書では、「MCCO の構造の特性を考慮すると、資本も要件が検討される必要のある分野となり、当該市場に MCCOs が参入したてであれば、適合させる可能性がある。」、および、資本リソースの質および適格性を評価するための規準を設定する際には、「あらゆる保証への依存を開始時期の限定的な期間内とすべきであり、また、早急に留保剰余金と置き換えられるべきである。一部の規制および監督制度でも、第三者からの

⁷⁶ 包摂的保険市場を支援する規制および監督に関する適用文書のパラグラフ 3.33

保証を認めており、これは、多くの小規模の相互保険会社が事業を開始した方法であった。」⁷⁷と述べている。

116. 前のパラグラフにかかわらず、事業を開始および継続するためには、MCCOs がリスクベースの資本水準を満たすことが重要である。規制者および保険会社が必要資本額について有益な情報を得る、単純なリスクベースの資本算定式がほとんどの管轄地域で策定されうる。全ての MCCOs は、リスクベースの資本の計算（額）を超えていなければならない。通常、MCCOs は、より小さいリスクを取ることであり、資本額はより低くなる。

117. MCCO は原則として、ティア 1 資本を構成する株式を発行することはなかった。MCCO セクターに典型的な資本要素の質および適格性に関して、監督者が規定した規準に従うと、必要な際に支払いが行われる蓋然性が十分に高い場合、関連する会計基準の下では、資産とはみなされない偶発要素を含めることが適切となりうる。そのような偶発資本には、例えば、保険相互会社による社員拠出請求が含まれる可能性があり、また、このことは、監督者の事前承認が条件となりうる。⁷⁸ 前述の適用文書では、「通常、規制上または監督上の取決めでは、「要求可能な未払いの資本または準備金項目」としての、会員への将来の要求を通して増額できる資本を規制上の資本要件を満たす資格があるものとして許容しない。特に、そのような資本の要求が実際に満たされること、および、会員間の非常に堅固な連帯が存在することが証明可能であれば、MCCOs に対してこのことが許容されうる。」⁷⁹と付け加えている。

118. さらに、監督者は、劣後債に類似した特徴を持つ、前払いの劣後会員勘定の類似の取扱いについて検討しうる。後者は、一部の国において、監督者により基礎となる条件が承認されていることを条件に、適格資本要素として認められている。

119. 会員拠出請求および会員勘定の双方の評価は、独立した監査人による、検証／証明が必要となりうる。また、監督規制により、監督者が未払いの会員分担金を請求し、また、MCCO の財政困難の場合に会員拠出請求の権限を行使することを可能にする。

資本リソース

ベルギー：特定の相互会社には、変更可能な保険料設定の制度を通じて、会員に追加の分担金支払いを求める権限がある。

⁷⁷ 包摂的保険市場を支援する規制および監督に関する適用文書のパラグラフ 3.34

⁷⁸ 指針 17.10.11

⁷⁹ 包摂的保険市場を支援する規制および監督に関する適用文書のパラグラフ 3.3.5

チリ：相互会社用、および保険会社用の法令では、資本要件を満たすために利用できるリソースのタイプおよび規模に関する具体的な規制を含んでいない。しかしながら、所要資本および保険契約準備金を裏付ける投資に適用される制限は、保険会社と比べ、相互会社用は異なる。

フィリピン：MBAs および協同組合は、増資のために、その会員からの資本拠出を請求することができる。

フランス：相互会社が、規約上、自身の会員からの追加の分担金を請求する権限を有する場合、監督上の承認を得て、そのような短期資金（call）は資本リソースと見なすことができる。その上、Code de la Mutualité の相互会社は、「相互会社証券（certificats mutualistes）」と呼ばれる、特別な資本商品を発行することができる。これらの「手形」は、相互会社の（もしあるとすれば）清算の場合にのみ、および全ての債権者に完全に返済された後に償還が可能となる。

ポーランド：会員拠出請求の利用－相互事業者の定款で、相互事業者に対する会員の支払の制度が規定されている場合のみであり、年次の剰余金－相互保険事業者の団体の定款では、株式資本の返済は年次の剰余金の中からのみ返済されると規定できる。

トルコ：資本の観点から、協同組合法に従って、十分な資本額を保有すれば十分である。

ウルグアイ：18407 法に従い、協同組合は一般に、以下のものを資本と見なしてよい：劣後株式、持分株式、およびその他の形態の資本(65 条、65 条、66 条、67 条)。保険会社のための法制では、それらの商品の発行前に、監視をする規制機関による事前承認を要求する。

3.5 包括移転、合併、株式会社化、および清算

120. 関連する原則および基準－本セクションの文脈において、以下の要件が関連する：

- 法令は、市場からの保険法人の撤退のための様々なオプションを定義する。⁸⁰
- 保険事業の全部または一部の移転は、特に、移転元保険会社および移転先保険会社の財務状況も考慮した、監督者の承認の対象である。移転元保険会社と移転先保険会社の両方の保険契約者の利益が保護されることを監督者は確実にする。⁸¹
- 相互会社の株式会社への変更、またはその逆の変更については、監督者の承認の対象となる。監督者は承認する前に、当該会社の新たな定款（constitution）または組織統治の文書を把握する。⁸²

⁸⁰ ICP 12

⁸¹ 基準 6.10

⁸² 基準 6.9

MCCOs に関する保険義務の移転

121. MCCO から他の企業への保険義務の移転は、個々の契約の移転または包括移転、もしくは合併のいずれであれ、株式会社からの移転のケースよりも、さらに法律上の考慮事項が含まれる可能性がある。このことは、契約関係に加え、目下の法制度によっては、顧客が MCCO の会員であることが関連するという事実に起因する。保険契約者と MCCO の保険契約は、(保険) 契約法で統治される。この法律および／または保険監督上の規制では、1 つの保険契約が他の企業に移転されうるプロセスおよび条件を決定する可能性が高い。同様のことが、保険契約のポートフォリオ全体の移転にも適用されることになる。合併の場合、法人が、既存の企業に合法的に統合される、または、他の企業と共に、その合併により生じる新たな企業に合併され、通常、会社法も、遵守が必要となる関連条項を有することになる。

122. MCCO のケースでは、顧客は、包括移転、合併、および(自主的な)清算など、総会での主要な決定に関与することを含む、法人における民主的な権利を与えられる、MCCO の会員資格も持つことになる。さらに、規約に基づいて、顧客は、場合によっては会員口座も含めて、MCCO の資産に対して、財務上の権利を持つ可能性がある。関係する全ての法律分野が考慮される必要があり、また、監督者は移転、合併、または清算のあらゆるプロセスを適切に管理するために、これらについて精通している必要がある。

123. そのため、監督者は、移転または合併の要請に対応する際には、健全性の観点⁸³からの考慮事項に加えて、以下の質問を検討する必要がある：

- MCCO 内のどの組織が、移転または合併について決定する法的な権限を持っているか、および、会員はどのような役割を担うか？実際に、どのようなプロセスに従うのか？
- 会員が、下された決定に対して、特に、会員の個人契約、または全体での契約の移転に対して反対するために、会員が行う法的な手段(例えば、契約の取消し)など、異議を唱えるために、どのような法的権限を持つのか？個々の保険契約者が移転に反対する何らかの法的権限を用いる場合の結果(例えば、保険料の(一部の)払い戻し)は何か？
- 収益の残金を含むあらゆる資金(会員勘定を含む)、または MCCO の資産に関して、あらゆる規制、または規約に基づいて、会員が権限を持つものは何か？移転または合併の後に、会員が得るのはどの権限か？
- 会員は、あらゆる規制または規約に基づき、MCCO の赤字または損失に何らかの責任があるか？責任がある場合、この点について MCCO は、移転または合併の際に、どのような取決めを行っているか？

⁸³ 特に、移転または合併に関与する保険会社のソルベンシー状態のレビュー

- 会員／保険契約者に通達された移転の提案、およびそれらの法的位置付けはどのようなであったか？

124. 包括移転に関する他の問題は、株式保有会社間での有配当または無配当の保険契約者の包括移転に関して生じる問題と、通常、同一またはほぼ同じであろう。

包括移転および合併

アルゼンチン：共済協会の基本法（法 No.20.321）は協会を解散せずに合併することを認めている。第 30 条では「共済協会は協会間で合併することができる」と述べている。合併には会員の総会および監督者の承認を必要とする。また、決議 729/88 は「吸収合併」の可能性を拡大している。つまり、相互会社は他の相互会社と合併し、双方を直接統合した新たな共済協会を設立する、または、相互会社が他の相互会社に吸収合併される可能性もある。

チリ：相互会社は、合併または自社のポートフォリオの移転を認められていない。

モロッコ：複数の相互会社の合併は、消滅側の相互会社の総会、および買収側の相互会社の取締役会の一致した決議の後に発表される。合併は、経済金融大臣および雇用社会保障大臣の共同指令で承認された後に最終化する。吸収側の相互会社が、自身が取る形態で資産を受取り、また、負債を支払わなければならない。

株式会社化⁸⁴

125. 株式会社化は、相互会社または協同組合が株式会社に組織変更するプロセスである。株式会社化は、正式な法的プロセスとなりえ、そのため、国内法に従って、または、事実上、合併または（相互会社から株式会社への）包括移転を通じて達成される。株式会社化は、監督者による特別な承認の対象とすべきである。原則として、株式会社化は、特別なタイプの移転であり、そのように取り扱うべきである。しかしながら、相互会社または協同組合の会員は、移転の後には、もはや会員ではなく、保険契約の関係のみが残るという意味で、影響を受ける。このことは、会員の持分（interest）にマイナスに影響しうするため、株式会社化を通じた支配の変更への過程は、慎重に設定され、かつ、必要とされる意思決定プロセスへの会員の関与に加えて、会員に連携されるべきである。そのようなケースでは、特に、稀となりうるため、監督者は、会員の持分の取扱いに関して、特別な専門家の報告書を要請することができる必要がある。

⁸⁴ 頻度は低いものの、再相互会社化も起こりうる。1 つの例として、Swedish Skandia Liv company の再相互会社化がある（2012 年 11 月、欧州委員会の、欧州における相互会社の現在の状況および見通しに関する研究：http://www.amice-eu.org/userfiles/file/EC%20Study%20prospects_mutuals_fin_en.pdf）。

126. 以前の会員からの拠出金が認識されていることが重要であり、そうでなければ、公開された株式会社化方針が、全ての MCCOs の最終的な権利譲渡を促進することになる。全ての保険協同組合／相互会社は、時間をかけて資本を積み増し、古くなるにつれて、資本のほとんどは、共同体のために「テーブルにお金を残した」以前の会員から得たものになる。株式会社化において、現在の保険契約者からのではなく、これら以前の顧客からの剰余金が、共同体の資金に移転されうる。例えば、カナダでの株式会社化のケースでは、全ての剰余金が現在の会員に分配されたが、保険数理の観点から見れば、剰余金の 80% は、もはや保険会社に居ない会員からの剰余金であった。

株式会社化のプロセス

ベリーズ：株式会社化では、裁判所の承認を与えられなければならない。

スリランカ：会社法の観点では、協同組合は、株式会社としての登録を求めなければならない。条項（Articles）では、新しい会社が協同組合の業務（affairs）を引き継ぐことになる」と記載している。

チュニジア：A－相互保険会社について：具体的な規制上の枠組みは一切ない。2014 年 4 月に実現した地域の相互保険会社の株式会社化では、財務分析および事業分析、会員情報、総会の招集、および資本の返済要求を含むプロセスを考慮した。B－共済組合について：このプロセスは、相互会社法案に従い、禁止されている。

フランス：フランスの法令では、「株式会社化」それ自体は規定していない。しかしながら、実際に存在し、また、同じ、または同様の結果になるのは、相互会社による株式会社の創設であり、相互会社は、その後、保険ポートフォリオの株式会社への移転を行う。

メキシコ：規制では、株式会社化のプロセスを設定していない。相互会社が保険組織になりたいと望む場合、当該会社は、新たな組織用の全ての承認要件を満たさなければならない。

チリ：チリの相互会社は、陸軍、空軍、海軍および警察に依存するため、株式会社化のプロセスを得ることは認められていない。

ドイツ：想定されるものは、再編であり、その結果は、法人の法的形態の単なる変更で、法的形態を変更するものの、法的根拠はそのまま維持する。

ニュージーランド：株式会社化は、影響する会員の承認および最高裁判所の関与を必要とする、厳格な法的プロセスとなるであろう。

トリニダード・トバゴ：相互会社から株式資本を有する会社への転換の詳細な計画は、トリニダード・トバゴ中央銀行に提出されるべきである。中央銀行は、相互会社の財政状態を調査するために、独立したアクチュアリーなどの専門家、および財務評

価の専門家を任命することになる。任命されたアクチュアリーは、自身の調査の終了後に、資格のある保険契約者への株式割当、公衆に販売される予定の新会社の株式の値幅、および保険契約者の権利を含む、発見事項について中央銀行に提出する。また、中央銀行は、保険契約者とのやりとりの詳細、当該会社の財政状態に関する詳細、覚書および協会の定款で提案されたあらゆる変更、ならびに、会社の取締役会からの会社雇用のアクチュアリーにより算定された、保険数理上のおよびまたは偶発負債の計算書など、必要とされる他の情報も要求することになる。中央銀行が計画を承認した場合、計画は相互会社の保険契約者の前に、特別な決議として提示されるものとし、当該決議は、保険契約者により特定の割合の投票がプロセス賛成に投じられた場合にのみ有効となる。提案事項を詳述した趣意書は、トリニダード・トバゴの証券取引委員会により承認されなければならない。また、新しい会社は、会社法に基づいて登録されなければならないことになる。

米国：生命保険業界だけで、**200** を超える株式会社化があり、また、個々の株式会社化は、各会社の状況に固有の要因がきっかけとなっているため、質問に一般的に回答することは難しい。株式会社化は、保険会社の本拠地の州法に準じて遂行され、また、その州の保険監督官の承認を条件とし、そのプロセスの一環として、本拠地の州の監督官は、その州の事業または市民が影響されうる、様々な州の監督官の意見を求め、かつ、協力することとなる。

清算

127. MCCO の清算は、会員と MCCO 間の保険契約関係および会員資格関係の終了を示すため、監督者は、適用される全ての法律および規制、ならびに規約の適用に十分配慮する義務を負う。さらに、資産の現金化および剰余金の受益権、会員の口座、ならびに、国内法に従い、会員が所有する項目にも配慮が必要である。

128. 清算の一環として、MCCO は、契約を終了させ資産を清算するための清算人を任命する可能性が高い。取締役会自体がその任務を負うこともある。清算人は、総会に対する説明責任があり、その取組みについて報告することになる。監督者は、このプロセスを監視し、また、取締役会および／または清算人が作成する報告書をレビューすべきである。

清算

チリ：保険会社の清算に関して、一部要件が存在するものの、相互会社のケースには該当しない。

フランス：（支払い能力のある）ランオフのケースでは、負債を超過する資産は、会員に分配できない。当該資産は、総会の決定により、他の相互会社、または、一部の特定の非営利組織（「associations reconnues d'utilité publique（認定済の公益社団）」）のみに割当てることが可能である。

モロッコ：相互会社の清算は、財務大臣の代理人の監督の下で実施されなければならない。残余資産は、取締役会の提案、および雇用・社会保障省のその後の承認に基づいて、他の相互会社の中で総会により分配されるものとする。

ポーランド：相互事業者に関しては、清算に関連する要件が若干変更されている。保険行為に関するポーランドの保険業法の 200 条に従い、商事組合および会社の行動規範の規定がそれぞれ、SMIU の場合を除き、相互保険事業者の清算に適用される。

SMIU の清算は、総会の決議で特定された方法で進められるが、SMIU に対する清算行動が取られていない、または実施されていないことを監督当局が確認した場合、商事組合および会社の行動規範の規定がそれぞれ SMIU の清算に適用される。

3.6 監督および監督上のレビュー

監督

129. 関連する原則および基準—このセクションの文脈において、以下の要件が関連する：

- 保険監督に責任を持つ当局および保険監督の目的、ならびに監督者の責務および責任は一次法令において明確に定義される；⁸⁵
- 監督者がその目的の達成において法令と監督目的との間の不一致を確認した場合は、当該監督者は法令の訂正を主導または提案する；⁸⁶
- 監督者は、その機能と権限の行使において、運営上独立し、説明責任を持ち、および透明性を持つ必要がある；⁸⁷
- 監督者は、守秘義務、目的および利用の要件を条件に、その他の関係する監督者および当局と情報を交換する。⁸⁸

130. MCCOs の方針政策、規制および監督の役割は、様々な省庁および当局間で分担されることが多い。MCCOs は、金融サービス、農業、社会保障、医療および地域のつながりを含む、様々な社会的および経済的政策分野の一部分となりえるため、関与する可能性の高い当局の範囲は、例えば、他の形態の保険会社のケースよりも広くなるであろう。これら、他の当局は、必ずしも全てが金融商品およびサービス、特に保険の提供に関する問

⁸⁵ ICP 1 ならびに基準 1.1 および 1.2

⁸⁶ 基準 1.4

⁸⁷ ICP 2

⁸⁸ ICP 3

題について精通しているというわけではない。また、効果的、徹底的、かつ調整された監視のための取決めは、さらに難題となる可能性が高く、特別な注意を必要とする、より広範な、潜在的に競合する目的を考慮しなければならない。そのため、そのような取決めは、適切な保険契約者保護を確保する上で役立つよう、慎重に調査されるべきである。

131. そのような状況では、ICPsに含まれた監督要素の監視は、1または複数の当局がMCCOsを、および他の当局が保険会社を監視するよう割当てることができる。別の方法として、当該要素のほとんどまたは全ての責任が、1つの当局または当局間で分担される可能性もある。上述の通り、明確かつ透明性のある責任の配分が必要である。また、分担される場合、上述の要件が、割り当てられた責任に妥当な範囲で監督機能が実行される各当局により、確実に支援されるために、各監督当局の構造が整備されていることも重要である。協力と情報交換への期待も必須となる。本文書のパラグラフ 69 も参照。

監督当局の指定

トリニダード・トバゴ：友愛組合および協同組合は、労働および中小企業開発省の管轄下にある。相互会社を含む保険会社は、トリニダード・トバゴ中央銀行により規制されている。

132. ICPs は、保険会社として機能する MCCOs に適用されるため、監督者は、自身が商業的株式会社に責任を持つかどうかに関係なく、本セクションの最初に述べた関連する原則および基準を満たす必要がある。その監督者が、異なる性質の責任を割り当てられた公的機関の一員である場合、その運営上の独立性が保護されるよう、配慮が必要となる。このことは、監督者が、健全性、または事業行為の観点からの厳格な保険契約者保護よりも、他の便益を考慮する必要のある政府の部署である場合は、該当しないかもしれない。

監督上のレビュー

133. 監督者は、そのアプローチでは、各保険会社の事業を調査し、当該会社の状況、リスク・プロファイルおよび行為、そのコーポレート・ガバナンスの資質および有効性、ならびに、当該会社の関係法令および監督上の要件への遵守を評価するために、オフサイト・モニタリングと立入検査の双方を用いる、リスクベースの監督アプローチを採用すべきである。監督者は、保険会社の効果的な監督を行い、および保険市場を評価するために必要な情報を取得する。⁸⁹ また、監督者は、どれが本物の MCCO で、どれが名前だけで運営しているか見分ける専門知識を有するべきである。特に、MCCOs が、軽度の制度での運営を認められている場合、規制上の裁定のリスクが存在しうる。

⁸⁹ ICP 9

134. このことは、株式会社に適用されるのと同等に、MCCOsにも適用される一般的な要件である。しかしながら、監督者にとって難題をもたらしうる。第一に、監督者は、その資金供与の方法も含めて、MCCO 固有の特徴に留意する必要がある。このことは、MCCO に関連する法令、ならびにその市場セグメントについての具体的な知識も必要とする。

135. また、報告要件も株式会社と MCCOs で異なる場合がある。これは特に、保険会社の法的形態に基づく財務報告に関連し、また、会社法または会計法に帰属する。MCCOs は独自の財務報告要件を持っていることが多く、また、その事業の規模によっては、預金を預け入れる、または簡素化した財務諸表を提出する、もしくは、財務報告を一切免除されることすらある。監督者は通常、監督対象となる保険会社に対して、自身のオフサイト監督のために規制上の報告を要求することになる。規制上の報告は、会社法または会計法に基づく財務報告（の要素）からなることもある。プロポーショナリティの観点から、規制上の報告目的で監督者に提出された財務諸表の完全な一式は、保険会社の財政状況を十分に理解するという報告の目的を達成するのに適切であるべきで、その目的を超えるべきではない。保険会社の性質、事業規模、事業を行う市場など関係する要素はこのために考慮されるべきである。

136. 別の難題は、保険分野で活動している MCCOs の数であり、特に、それらが小規模で、広範な地域への販売を示す場合であろう。監督者は、より規模の大きい保険会社と同じ厳格性で監督行動を実施するリソースを持ってない可能性がある。そのようなケースでは、本文書のパラグラフ 67 で記載したような、小規模の MCCOs に対して別の分類の行政上の認可を導入することで、監督リソースのバランスを取るよう検討することは価値がある。一部の管轄区域において、同様のことがマイクロ保険会社に行われている。この認可は、おそらく、簡素化された登録プロセスであるが、商品種目のタイプおよび事業規模に関する境界線を設けるといった条件の対象となりうる。そのような制度は、例えば、監査人またはアクチュアリーが、より軽度の監視の条件である、諸条件への違反を目撃した場合、彼らによるものなど、内部告発に関する規定により補完されうる。

137. 限定された免許（すなわち、引受けが認められた保険リスクの種類に対する制限）の対象となる MCCOs については、それらの MCCOs がさらされる、より低い健全性リスクを考慮すると、リスクベースの監督上のレビューの一環としての定期的な立入検査は不要となる可能性がある。監督上のレビューでは、その代わりに、MCCO の過去の財務業績および将来の事業計画を把握するためのオフサイトのレビューおよび立入「訪問」を含むことができよう。その目的上、監督者の定期的な検査を必要としうる具体的な懸念が存在

しない限り、監督者は「定期的な」立入検査の免除を検討する選択権を有するべきである。

監督者への報告

モロッコ：相互会社は、毎年、規制により要求される、財務諸表、道徳および財務に関する報告書、総会の議事録、統制委員会の報告書、および財務書類および統計数字、ならびに監督者に要請される他のあらゆる文書を連携しなければならない。

Annex 1 : 様々な国で定義される MCCOs⁹⁰

欧州の相互会社

国	法的タイプ	法的タイプが営業を許可される事業種目
オーストリア	Versicherungsverein auf Gegenseitigkeit (保険相互会社)	相互保険会社は生命保険および損害保険の双方の、全ての保険区分での活動が許可されている。
	Kleine Versicherungsvereine auf Gegenseitigkeit (小規模の相互保険協会)	小規模の相互保険協会の活動は、アネックス A、保険監督法のポジション 8 および 9 に規定された事業種目に限定されており、原子力リスクは除く。
ベルギー	Association d'assurance mutuelle/onderlinge verzekeringvereniging (相互保険組合)	生命保険および損害保険
	Société mutualiste/maatschappij van onderlinge bijstand (相互扶助組合/ 互惠会社)	損害保険：補完型医療保険
ブルガリア	взаимозастрахователна кооперация (相互保険共済)	生命保険
キプロス	εταιρεία περιορισμένης ευθύνης με εγγύηση (保証有限責任会社)	生命保険
デンマーク	Gensidige selskaber (相互会社)	生命保険および損害保険
フィンランド	Keskinäinen vakuutusyhtiö/ömsesidigt försäkringsbolag (相互保険会社)	生命保険および損害保険
	Vakuutusyhdistys/försäkringsförening (保険協会)	生命保険および損害保険
	Työeläkevakuutusyhtiöistä / Arbetspensionsförsäkringsbolag (年金保険会社)	法定年金
フランス	Société d'assurance mutuelle (相互保険会社)	生命保険および損害保険
	Mutuelles (相互会社)	生命保険および損害保険（補完型医療保険）医療、文化および社会を取扱う施設も管理する。その一部は、強制的法定保険の分野でも活動する）
ドイツ	Versicherungsverein auf Gegenseitigkeit (保険相互会社)	生命保険および損害保険
	Kleine Versicherungsvereine (小規模な保険相互会社)	生命保険および損害保険
ギリシャ	αλληλασφαλιστικός συνεταιρισμός (相互保険会社)	損害保険
	Allilovoithitika Tamia/ Αλληλοβοηθητικά Ταμεία (相互医療ファンド)	強制／複製医療ケア／保険（それ自体は社会保護制度の一部ではない）

⁹⁰ annex 1 の法律および説明の一覧は、変更の可能性がある。

ハンガリー	Biztosító egyesület (相互保険協会)	損害保険および生命保険
	Önkéntes kölcsönös biztosító pénztár (任意型相互保険ファンド)	社会保障サービスを補完または代替する、会員向けサービス、ならびに健康な生活を促進するサービス
アイルランド	友愛組合	生命保険
イタリア	Società di mutuo soccorso (互恵組合)	相互扶助組合(società di Mutuo Soccorso)は、医療、社会、リクリエーション、文化活動の領域で活動する。
	Società di mutua assicurazione (相互保険会社)	生命保険および損害保険
ラトビア	Savstarpējās apdrošināšanas kooperatīvā biedrība (相互保険共済組合)	生命保険および損害保険
ルクセンブルク	Association d'assurances mutuelles (相互保険協会)	生命保険および損害保険
	Société de secours mutuel (相互扶助協会)	社会領域における相互援助。相互保険が提供する後者のカテゴリーの主要な給付は葬儀の助成金であり、一般に「葬儀ファンド」と定義される。
マルタ	相互協会	生命保険および損害保険 (指令対象外の保険会社: (再保険契約からの保険料収入を除き) 年間総収入保険料が500万ユーロを超過しない)
オランダ	Onderlinge Verzekeringmaatschappijen/vereniging (保険相互会社)	強制加入医療保険を含む生命保険および損害保険
ノルウェー	Gjensidige forsikringselskaper (相互保険会社)	生命保険、損害保険および再保険
ポーランド	Towarzystwo ubezpieczeń wzajemnych (相互保険会社)	生命保険、損害保険および再保険
ポルトガル	Associações mutualistas (相互協会)	生命保険および損害保険。相互協会は、保険以外の活動も行う場合があるが、常に、福祉および医療ケアの提供の範囲内である。
	Mútua de seguros (相互保険会社)	Mútua de seguros は、生命保険、損害保険、および再保険において認可されている。
ルーマニア	Societăți mutuale (相互会社)	生命保険および損害保険
	Casa de Ajutor Reciproc a Salariatilor – 被雇用者相互協会 CAR; Casa de Ajutor Reciproc a Pensionarilor – 年金加入者相互協会 – CARP	社会サービスで、保険は取り扱わない
スロベニア	Družba za vzajemno zavarovanje (相互保険会社)	損害保険および生命保険 (補完型医療保険)
スペイン	Mutuas de seguros (相互保険会社)	生命保険および損害保険
	Mutualidades de previsión social (相互共済組合)	生命保険および損害保険
スウェーデン	Ömsesidiga försäkringsbolag (相互保険会社)	生命保険、損害保険および再保険
	Försäkringsföreningar (保険協会)	生命保険、損害保険および再保険

英国	英国において、相互形態の組織は、他の国よりも広く定義されており、また、法的枠組みでは、相互会社である上でどの形態を選択するかは組織に任される。	生命保険、損害保険および再保険、および（非保険および非金融）サービス
----	---	------------------------------------

欧州以外の相互会社

国／法律の出典	相互会社の定義	相互会社の形態	相互会社の異なる形態の定義
南アフリカ (1998 年の長期の保険法の no.52・1998 年の短期の保険法の no.53・1956 年の友愛組合法の no.25・2002 年の財務顧問および仲介サービス (FAIS) 法の no.37・2005 年の共済法の no.14)	南アフリカでは、相互会社の具体的な定義はない。貧困層に向けた保険を統治する様々な法律を有する。長期保険および短期保険のそれぞれに関する保険法は、いずれも、1 社が登録できる保険種類の数を定めている。長期の保険には、生命または就業不能事象での支払給付金が含まれ、一方、マイクロ保険に関連する短期の保険種類には、自動車保険および財産保険、または個人傷害保険が含まれる。実際、商品に内在するリスク事象の性質で、保険会社が保有するリスク水準が決定し、そのため、適切な規制も決定することから、結果として、商品種類に基づく規制制度となっている。		友愛組合⁹¹ は、会員または会員の関係者が未成年、高齢、未亡人の状態、または病気の期間に、救済または保守するために設立された、非営利組織、または人々の協会である。そのような救済には、子供の誕生または死亡時の積立金支払い、商売用道具の保険、失業手当、会員またはその子供の教育または研修、もしくは、政府広報で宣言されるような他の業務を含みうる。
			協同組合 は、協同組合の原則に基づいて、共同で所有かつ統制される企業を通じて、その相互の経済的、社会的、および文化的ニーズを満たす目的で任意に団結した、(最低限 5 名の) 個人からなる自律的な協会である。取締役、不健全な心身状態、財務上の支払不能状態、または特定犯罪 (窃盗、偽造など) で有罪判決を受けている状態などがあってはならない (協同組合法、s.33)。

⁹¹ <https://www.fsb.co.za/Departments/retirementFund/friendlySocieties/Documents/FSAR2005.pdf>

国／法律の出典	相互会社の定義	相互会社の形態	相互会社の異なる形態の定義
			埋葬組合⁹² は一般的に、家族または友人など互いに知っている人物により構成される。典型的な埋葬組合は、会員自治に特徴があり、非営利で、少なくとも毎月会合を開き、通常、支店のレベル（最初の組合）で、300 から 500 の会員を超えない（また、通常はさらに少なく、平均の会員数は、50 から 80 名の範囲である）。
			葬儀場 は、主に葬儀サービスを提供する事業である。しかしながら、それらのサービスの市場を確保しようとする試みにおいて、その多くは、自身の契約群団に多くの金融サービスを追加した。これらには、（合法および違法の）保険、（ほとんどが農村地域での）信用供与および積立（前払いの葬儀費）を含む。

⁹² http://cenfri.org/documents/microinsurance/2005/South%20Africa_Regulation%20of%20formal%20and%20informal%20insurance%20markets.pdf

国／法律の出典	相互会社の定義	相互会社の形態	相互会社の異なる形態の定義
フィリピン （行政上の法律；保険法Ⅶ章） 財務部命令 15-2012、2012 年 6 月 1 日）	法人化されていようといまいと、会員に対して疾病給付を支払う目的で、または失業中の会員を支援する、もしくは会員に専門家の支援を提供する、または、死亡した会員の親族に定額またはいくらかの金銭を支払う目的で、結成または組織される、あらゆる組合または協会であり、そのような目標または目的が、定額の手数料、評価額、または任意の会費などを用いて実行されるかどうか、もしくは、会員から集めた手数料または評価額の中から、会員間の傷害保険または生命保険など何らかの方法を提供するかどうかに関係ないもの、および、そのような付随的な特徴を満たすために、特別に提供される定額の手数料または評価額に基づいて、そのような目的のいずれかまたはいくつかをその組織の付随的な特徴にする、あらゆる組合または協会。		

国／法律の出典	相互会社の定義	相互会社の形態	相互会社の異なる形態の定義
インド（1912 年の協同組合法の 1912(2； 1938 年のインド保険法；2005 年のマイクロ保険規制） 2015 年の直近の改訂の前の、セクション 95⁹³のパート 4 で定義	「相互保険会社」は、1913 年（1913年の7）のインド会社法に基づいて、または 1882年（1882年の6）のインド会社法に基づいて、もしくは、1866年（1866年の10）のインド会社法に基づいて、またはそれにより廃止されたあらゆる法律に基づいて設立された会社である保険会社を意味し、株式資本を一切保有せず、また、定款により、社内においては、保険契約者のみおよび保険契約者全てが社員である。	・ 非政府組織	何らかの法律に基づいて、組合として登録された非営利の組織で、取り残された地域社会で少なくとも 3 年間業務を行っていること、しっかりした業績、明確に提示した目標と目的、覚書に概説した透明性および説明責任、規則、規約および規制を有し、場合によっては、献身的な人物の関与を裏付けることを意味する。
		・ 自主支援グループ	10 名から 20 名により構成されるあらゆる非公式のグループで、取り残された地域社会で少なくとも 3 年間業務を行っていること、しっかりした業績、明確に提示した目標と目的、覚書に概説した透明性および説明責任、規則、規約および規制を有し、場合によっては、献身的な人物の関与を裏付けることを意味する。
		・ マイクロファイナンス機関	組合または協同組合の登録のための、場合によっては、特に、その会員への貸付／融資を制裁するあらゆる法に基づいて登録された、あらゆる機関、企業、または協会を意味する。
		・ 協同組合	共通の経済的、社会的、および文化的なニーズおよび願望を満たすために、共同で所有され、かつ民主的に統制されている企業を通じて、任意で団結した自主的な個人の協会

⁹³ https://www.irda.gov.in/ADMINCMS/cms/frmGeneral_Layout.aspx?page=PageNo107&flag=1&mid=Insurance%20Laws%20etc.%20%3E%3E%20Acts

Annex 2 MCCOs の役割の事例

機能	国	説明
保険リスクの保有者として	西アフリカ	西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）が発行する UEMOA（西アフリカ経済通貨連盟）の法令は、相互社会保険組織に医療保険の引受けを認める、多国間の枠組みを定めており、そのような提供者には簡素化された会計処理が規定されている。
販売者として	インド	保険規制開発庁（インド）が発行する、マイクロ保険のエージェント規制(MAR)では、自主支援グループが、申込書の回収だけでなく、保険料の集金および送金、ならびに契約の管理サービスに関して、保険会社と提携することを認めている。現地でのマーケティングおよび販売により、取引コストがより低くなる。
保険料集金の補助	フィリピン、インド	海外で働くフィリピン人からの送金は、現地の家族およびより広域の経済を支援する重要な財源である。外国人労働者の地域社会を支援する教会のグループが、フィリピンの保険会社と協力して、地域での定期的な会合の際に保険商品の保険料を集金し、集金した保険料をまとめて保険会社に送金し、コストを削減し、また、これらの貢献の効率性を高めている。
保険金支払査定プロセスの一環として	インド	保険規制開発庁（インド）が発行する、MAR では、自主支援グループが保険金支払査定のプロセスを補助することを認めている。
団体保険商品の保険契約者として	スリランカ フィリピン ギニア	貯蓄信用組合（SACCOs）は、保険料のレートを交渉することで、自身の会員のニーズに合わせて調整した団体保険の保障を提供できる。この事実は、個別の活動を通じた集団でのリスク軽減の意欲を増す例でもあり、低所得者層に提供されるサービスの質およびコストに影響する意味を持つ。
顧客を理解するプロセスの一環として	インド、ネパール 西アフリカ	相互組合は、公的な社会保護および貧困救済のプログラムの情報の宣伝に積極的である。また、相互組合は、資格のある全ての市民の登録、および市民社会によるモニタリングを確保する。
顧客を教育するプロセスの一環として	エチオピア ザンビア ブラジル	地域社会のグループは、MFIs と共に、フォーカス・グループの会合、路上での実演、および、マイクロ保険の保険金受取人を招き、保険の利点を伝えるなどを含め、様々な方法でニーズ分析および認識向上のキャンペーンを行う。このことは、

		保険の認識を向上させ、また、全てのグループの会員による、集団での行動およびリスク軽減活動を促進する。
補助的なサービスの提供者として	ブラジル、インド フィリピン	多くの信用組合が、金融サービスの提供を補完する、つまり、生命保険および損害保険の抱き合わせ販売による、貯蓄と貸付である。これには、非金融商品も含む場合がある。

Annex 3 MCCOs の協会の事例

1. 世界

国際協同組合保険連合（ICMIF）は、世界中の協同組合および相互保険会社を代表する、設立から長々と続く（1922 年に設立）、唯一の国際的な機関である。ICMIF は相互セクターについての独占的な、8 年に及ぶ貴重なデータを保有している。その世界的な本部は英国に置かれ、また、地域事務局が、米国のワシントン DC；日本の東京；ベルギーのブリュッセルにあり、現在、70 を超える国々の 230 の価値観に基づく保険会社を代表し、その保険料収入は 2,700 億米ドルを超えている。ICMIF は、特有の人脈作りの機会、市場および会員の情報（intelligence）、および外部の関連サービスを提供する。ICMIF は、業績管理、法律およびガバナンス、マーケティング、商標および評判、再保険ならびに社会的かつ環境上のパフォーマンスを含む、主要な保険の論点において、その会員企業間で最善の実務を奨励する上で、積極的に主導している。また、ICMIF はマイクロ保険およびタカフルの分野でも積極的に取り組み、タカフルにより、イスラム法に則ったリスク改善商品をイスラム市場に提供している。

2. 地域

欧州協同組合・相互保険者協会（AMICE）は、2008 年 1 月に、欧州で前から存在した相互会社および協同組合の保険会社の 2 協会、AISAM と ACME の合併により創設され、部門の利益を 1 つにまとめた意見で代表する。AMICE は、あらゆる規模の相互会社および協同組合のために、リソースおよび専門知識を組合せ、国境を越えて経験を交換し、また、計画される法律上および規制上の変更および発展に関連する主要な論点および懸念について議論するための基盤を提供する。AMICE の意義は、1,000 を超える保険会社を代理する、110 の直接的会員の会員基盤で容易に確認できよう。AMICE は、様々なイニシアティブにより、相互的なモデルを促進し、また、他の主要な組織との戦略的な提携関係を結んでいる。AMICE は、欧州市場における相互会社の成長のために主張し、かつ目的に合った方針をもたらすために、会員と緊密に協働する。それにより、相互的なモデルに携わる中小企業の懸念を表明することが可能になる。

金融機関連盟（CFI／西アフリカ）は、相互貯蓄信用の 6 つの承認された連盟のグループ、RCPB（ブルキナファソ）、FECECAM（ベナン）、FUCEC（トーゴ）、KAFO JIGINEW（マリ）、NYÈSIGISO（マリ）、および PAMECAS（セネガル）である。連盟の本部は、ブルキナファソのワガドゥグーに置かれている。これは、ブルキナファソの相互会社組織または貯蓄信用連合の規制に関する法律#59/94/ADP の下での、金融連合の 2007 年からの地域動向である。その主な重点は、共同組合の全体的な動向を当局に対して示し、それにより、政府との合意について交渉することに置かれている。CFI は、アフリカおよび世界における CFI 自身およびその会員の存在感の向上に継続して尽力している。

3. 国内

Mutualité Française（全国フランス相互組合連合-FNMF）－FNMF は、医療保険を補完する分野での主役で、3,800 万人を保障しているため、フランスにおける組織の 95%を保障している。FNMF の活動は、国と地方双方の活動の最重要事項に含まれる。FNMF の尽力は、医療格差を減じることに積極的に向けられる。FNMF は、他の医療および福祉の専門家との協力関係を利用し、また、全国レベルで調整される専門家のネットワークにより支援されている。

インド全国協同組合連合（NCUI）は、国内の協同組合の運動全体を代表する、頂点の組織である。NCUI は 1929 年に、インド全国協同組合機関協会として設立され、インド地方協同組合銀行協会とインド全国協同組合機関協会の合併により、インド協同組合連合として、またその後、1961 年に、インド全国協同組合連合として再編された。現在、NCUI の会員は、207 機関存在する。NCUI はインドにおける協同組合の成長を促すために、複数レベルで取り組んでいる。NCUI はイベント、会合およびセミナーなどを運営することで、ネットワークおよび支援運動の基盤を提供する。NCUI は、同業者同士の知識の向上のために、他の国際的なフォーラムと協力関係を結ぶ。NCUI は、表彰を実施し、また定期刊行の機関誌、セミナー文書などを通じて意見を表明する。

上述の議論を要約すると、頂点に立つ組織および連盟が担う役割は様々であると結論付けできよう。そのような親密な協会は、通常のネットワークおよび支援を越える革新的な商品および実務の開発をもたらさう。